

## 第12回鏡石町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (6月6日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会の宣告	5
○表彰状伝達	5
○議会運営委員長報告	5
○招集者挨拶	5
○開議の宣告	6
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告	7
○町長の説明	9
○報告第36号及び報告第37号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
○報告第38号の上程、説明、質疑、討論、採決	22
○報告第39号及び報告第40号の上程、説明、質疑、討論、採決	24
○報告第41号の上程、説明、質疑、討論、採決	26
○報告第42号の上程、説明、質疑、討論、採決	27
○報告第43号の上程、説明、質疑、討論、採決	29
○報告第44号及び報告第45号の上程、説明、質疑、討論、採決	30
○報告第46号の上程、説明、質疑、討論、採決	32
○報告第47号の上程、説明、質疑、討論、採決	33
○報告第48号の上程、説明、質疑、討論、採決	34
○諮問第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	35

○議案第 2 1 2 号の上程、説明、質疑、意見、討論、採決	3 6
○請願・陳情について	3 7
○散会の宣告	3 7

## 第 2 号 (6月7日)

○議事日程	3 9
○本日の会議に付した事件	3 9
○出席議員	3 9
○欠席議員	3 9
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3 9
○事務局職員出席者	3 9
○開議の宣告	4 0
○一般質問	4 0
畑 幸 一 君	4 0
菊 地 洋 君	5 1
○休会について	6 8
○散会の宣告	6 8

## 第 3 号 (6月12日)

○議事日程	6 9
○本日の会議に付した事件	6 9
○出席議員	6 9
○欠席議員	6 9
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	6 9
○事務局職員出席者	7 0
○開議の宣告	7 1
○追加議案の報告	7 1
○議案第 2 1 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 1
○議案第 2 1 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 3
○議案第 2 1 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 5
○議案第 2 1 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 6
○議案第 2 1 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 7
○各常任委員会委員長報告（請願・陳情について）及び報告に対する質疑、討論、	

採決	7 9
○議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について	8 2
○議案第 2 1 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 2
○日程の追加	8 3
○意見書案第 1 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 4
○閉議の宣告	8 5
○町長挨拶	8 5
○閉会の宣告	8 6
○署名議員	8 7

鏡石町告示第36号

第12回鏡石町議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年5月31日

鏡石町長 遠藤 栄 作

1 期 日 平成30年6月6日

2 場 所 鏡石町役場議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（11名）

1番	小林政次君	3番	橋本喜一君
4番	古川文雄君	5番	菊地洋君
6番	長田守弘君	7番	畑幸一君
8番	井土川好高君	9番	大河原正雄君
10番	今泉文克君	11番	木原秀男君
12番	渡辺定己君		

不応招議員（なし）

第 1 号

## 平成30年第12回鏡石町議会定例会会議録

### 議事日程(第1号)

平成30年6月6日(水)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長の説明
- 日程第 5 報告第 36号 専決処分した事件の承認について
- 日程第 6 報告第 37号 専決処分した事件の承認について
- 日程第 7 報告第 38号 専決処分した事件の承認について
- 日程第 8 報告第 39号 専決処分した事件の承認について
- 日程第 9 報告第 40号 専決処分した事件の承認について
- 日程第10 報告第 41号 専決処分した事件の承認について
- 日程第11 報告第 42号 専決処分した事件の承認について
- 日程第12 報告第 43号 専決処分した事件の承認について
- 日程第13 報告第 44号 専決処分した事件の承認について
- 日程第14 報告第 45号 専決処分した事件の承認について
- 日程第15 報告第 46号 鏡石町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第16 報告第 47号 鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第17 報告第 48号 鏡石町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第18 諮問第 4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第19 議案第212号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第20 請願・陳情について

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員(11名)

1番 小林政次君

3番 橋本喜一君

4番	古川文雄君	5番	菊地洋君
6番	長田守弘君	7番	畑幸一君
8番	井土川好高君	9番	大河原正雄君
10番	今泉文克君	11番	木原秀男君
12番	渡辺定己君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤栄作君	副町長	小貫忠男君
教育長	高原孝一郎君	総務課長	柳沼英夫君
税務町民課長	橋本喜宏君	福祉こども課長	関根邦夫君
健康環境課長	菊地勝弘君	産業課副課長	小林誠君
上下水道課長	吉田竹雄君	都市建設課長	小貫正信君
教育課長	角田信洋君	会計管理者兼 室長	長谷川静男君
農業委員会 農事務局長	柳沼和吉君	教育委員会 委員長	力丸次雄君
農業委員会 農会	菊地榮助君	選挙管理 委員会委員長	大河原八郎君
監査委員	根本次男君		

事務局職員出席者

議会事務局 局長	小貫秀明	副主査	藤島礼子
-------------	------	-----	------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- 議長（渡辺定己君） おはようございます。  
ただいまから第12回鏡石町議会定例会を開会いたします。
- 

◎表彰状伝達

- 議長（渡辺定己君） ここで、会議に先立ち、福島県町村議会議長会から今泉文克君並びに木原秀男君が在職20年以上として特別功労者として表彰されました。また、不肖私も自治功労者として表彰されましたので、その伝達を行います。  
〔表彰状伝達〕（拍手）
- 

◎議会運営委員長報告

- 議長（渡辺定己君） 初めに、定例会の運営について、議会運営委員長から報告を求めます。  
6番、長田守弘君。  
〔議会運営委員長 長田守弘君 登壇〕
- 6番（議会運営委員長 長田守弘君） ご報告します。  
第12回鏡石町議会定例会会期予定表。  
平成30年6月6日水曜招集、日時、日、曜、会議内容の順でご報告します。  
〔以下、「会期予定表」により報告する。〕
- 

◎招集者挨拶

- 議長（渡辺定己君） 本定例会に当たり、町長から挨拶があります。  
町長、遠藤栄作君。  
〔町長 遠藤栄作君 登壇〕
- 町長（遠藤栄作君） おはようございます。  
第12回鏡石町議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。  
ただいまは、会議に先立ちまして、長年の議員活動のご功績により、福島県町村議会議長会より特別功労者表彰を受賞されました今泉文克議員、木原秀男議員を初め、福島県町村議会議長会自治功労者表彰を受賞されました渡辺定己議長には、まことにおめでとうございます。この受賞をぜひ町発展と町民福祉の向上のため、ますますご活躍されますことをご期待申し上げます。おめでとうございます。  
さて、本日ここに、第12回鏡石町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には

公私ともお忙しいところをご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げる次第であります。

先日の田んぼアート田植え祭りは天候にも恵まれ、町内外から多くの参加者を得まして、無事終了いたしました。季節ごとに変わる風景を楽しみながら、実りの秋が無事に迎えられるよう願っているところであります。

今定例会につきましても、専決処分した事件の承認についての報告10件、繰越計算書の報告3件、条例の一部改正1件、平成30年度補正予算2件、反訴の提起1件、同意1件、諮問1件の合わせて20件を提案するものであります。

よろしくご審議をいただきまして、議決、承認、同意を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

---

### ◎開議の宣告

○議長（渡辺定己君） ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、2番、吉田孝司君にあっては、平成30年5月22日に鏡石町長選挙候補者に立候補したことにより、地方自治法第141条第2項及び公職選挙法第90条に基づき、兼職禁止規定にてその職を辞したものとみなされるため、鏡石町議会議員を自動辞職いたしましたので、ご報告いたします。

---

### ◎議事日程の報告

○議長（渡辺定己君） 本日の議事は、お手元に配付したとおり議事日程第1号より運営いたします。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（渡辺定己君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、3番、橋本喜一君、4番、古川文雄君、5番、菊地洋君の3名を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（渡辺定己君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月12日までの7日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

よって、会期は7日間と決しました。

---

◎諸般の報告

○議長（渡辺定己君） 日程第3、諸般の報告を行います。

閉会中の議会庶務報告については、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

次に、例月出納検査の報告を求めます。

代表監査委員、根本次男君。

〔監査委員 根本次男君 登壇〕

○監査委員（根本次男君） おはようございます。

例月出納検査の結果を報告申し上げます。

いつものとおり、3カ月分をまとめて報告いたします。

例月出納検査報告書。

1、検査の対象、平成30年2月分、平成30年3月分、平成30年4月分、以上について、それぞれ一般会計、上水道事業会計、9特別会計、各基金、歳入歳出外現金について、現金、預金等の出納保管状況を検査いたしました。

2、実施年月日、平成30年2月分につきましては、平成30年3月23日金曜日午後1時24分から午後3時50分まで。平成30年3月分につきましては、平成30年4月25日水曜日午前9時54分から午後2時19分まで。平成30年4月分につきましては、平成30年5月25日金曜日午前9時27分から午後2時24分まで。

3、実施場所、平成30年3月及び平成30年5月は議会会議室、平成30年4月は第二会議室で実施いたしました。

4、出席者職氏名、各会期の全ての例月期におきまして、議員の方々の出席もいただきました。会計管理者兼出納室長、上下水道課参事兼課長ほか2名。

5、検査の手続、各月分とも検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書等の照合、その他通常実施すべき検査手続を実施いたしました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、各対象月の末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、平成30年2月分、平成30年3月分、平成30年4月分とも、各会計、各基金及び歳入歳出外現金の全てについて計数上の誤りはございませんでした。

なお、各月末日現在における現金、預金、基金の残高は、添付資料のとおりでございます。

以上、報告申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 次に、事務組合議会の報告を求めます。

公立岩瀬病院企業団議会議員、5番、菊地洋君。

〔公立岩瀬病院企業団議会議員 菊地 洋君 登壇〕

○5番（公立岩瀬病院企業団議会議員 菊地 洋君） 皆さん、おはようございます。

公立岩瀬病院企業団議会の報告をいたします。

平成30年3月公立岩瀬病院企業団議会定例会議事日程、平成30年3月29日木曜午後2時開会。

議事日程第1号。

第1、会期の決定。

第2、会議録署名議員の指名。

第3、議案第1号 平成29年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計補正予算（第1号）。

第4、議案第2号 公立岩瀬病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。

第5、議案第3号 公立岩瀬病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例。

第6、議案第4号 平成30年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計予算。

以上。

詳細につきましては、お手元の資料にお目通しをいただきたいと思っております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 次に、議会運営委員会所管事務調査の報告を求めます。

6番、長田守弘君。

〔議会運営委員長 長田守弘君 登壇〕

○6番（議会運営委員長 長田守弘君） 報告します。

平成30年6月6日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。

鏡石町議会運営委員会委員長、長田守弘。

議会運営委員会所管事務調査報告書。

平成30年5月8日火曜から9日水曜まで実施した所管事務調査の結果を次のとおり報告いたします。

記。

1、調査目的、議会運営委員会の所管事項について、町村議会の先進議会の活動実態を視察調査し、我が町の議会運営の参考とするために実施した。

2、調査自治体、茨城県大洗町議会、茨城県美浦村議会。

3、調査項目、（1）議会基本条例施行後の評価について、（2）議会報告会の実施内容

について、(3) 議会としてのペーパーレスの取り組みについて、(4) 委員会等の機能強化について、(5) その他議会の活性化並びに議会運営を円滑に行う方策について。

4、参加者、議会運営委員会6名、議長、事務局長、計8名。

5、調査内容及び……

〔「文章省略」の声あり〕

○6番(議会運営委員長 長田守弘君) 文章省略の声がありますので、9ページのまとめに入ります。

まず、大洗町議会では、議会運営の特徴として傍聴者増への取り組みであり、前回の議会傍聴者へ礼状を送付し、次回の傍聴につなげていく活動であります。

また、予算委員会及び決算委員会では、特別委員会ではなく常任委員会を設置している点が挙げられます。

また、議会報告会の開催については、予算・決算議会終了後実施しており、2班構成、3日間、6カ所で開催しているが、夜間とはいえ議員の負担は大きいといえるが、町民の声を直接吸い上げるシステムの根幹であり、参加者が減少しても継続していくとの強い思いが伝わってきた。

美浦村議会では、議会としてのペーパーレスの取り組みについて主に研修をしたが、タブレットの導入に至った経緯として、東日本大震災の経験により、ICTの活用が、被災状況など住民に対して迅速かつ正確な情報発信ができないかという多少の目的の修正はあったものの、情報システムの最適化を目指し、ICT機器の導入と活用を町全体として行政、教育、住民と段階的に進めていく計画を策定している点が挙げられる。このことから、議会単独でペーパーレス化に取り組むことは非常に困難であると思われる。

また、詳細につきましては、報告書に記載のとおりであります。

最後に、茨城県大洗町議会及び美浦村議会へ今回の所管事務調査に対し、懇切、丁寧な説明に感謝し、あわせて2町村の発展を祈念し報告といたします。

以上、ご報告します。

○議長(渡辺定己君) 以上をもって諸般の報告を終わります。

---

### ◎町長の説明

○議長(渡辺定己君) 日程第4、所信及び行政報告として、町長の説明を求めます。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長(遠藤栄作君) 本日、ここに第12回鏡石町議会定例会の開会に当たり、町政運営に当たっての所信の一端を申し述べるとともに、提出いたしました議案の概要についてご説明申

上げます。

初めに、このたびの任期満了によります町長選挙におきまして、多くの町民の皆様のご支援をいただき当選をさせていただきました。今後4年間、町政を担うという責任の重さを感じ、身の引き締まる思いであります。選挙中、町民の皆様から寄せられた期待に応えるべく、強い信念と情熱をもって公約に掲げた政策の実現に全力を尽くす所存であります。どうか議員各位を初め、町民の皆様には、今後の町政運営に対しましてなお一層のご指導ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

次に、韓国と北朝鮮首脳による会談が4月27日軍事境界線のある板門店で開催され、「完全な非核化により、核のない朝鮮半島の実現という共通の目標を確認した」とする板門店宣言が署名されました。昨年8月と9月にJアラートによるミサイル発射の警報が流れてから8カ月が経過し、すぐには信じがたいところではありますが、今後、ミサイルの脅威と大きな課題である拉致問題の一刻も早い解決を望むものであり、南北朝鮮の後ろ盾となっている米国や中国、ロシアなどを含めた平和的な解決が図られることを切に願うところでもあります。

福島県産農産物の魅力を伝えるCMに無償で出演するなど、福島を熱心に応援してくれた人気アイドルグループTOKIOのメンバーが強制わいせつ容疑で書類送検されるという驚きの事件がありました。TOKIOは、平成12年から始まった浪江町での「DASH村」を縁に、震災後は福島県のPRに起用されてきました。内堀知事は定例記者会見で、引き続き力をかしていただきたいと話され、県産モノの収穫、出荷が始まる7月中旬をめどにCMやポスターなどを制作すると発表がありました。メンバーによる福島復興への思いが、継続起用につながったものであり、今後も福島県産農産物の風評払拭に大きな役割を担っていただきたいと思います。

夢の大リーグに挑戦しているエンゼルスの大谷翔平選手が4月のアメリカン・リーグ最優秀新人に選出されました。この賞は、月間で最も活躍した新人の中から、投手・打者の区別なく1人だけ授与されるものであり、もちろん投手、打者の合わせ技による受賞は初めてとなりました。大リーグのレギュラーとして試合に出ることだけでも大変なことであり、二刀流で活躍していることは、同じ日本人としてうれしい快挙であり、4月だけではなく1年を通じた活躍を大いに期待したいと思います。

平成29年度全国新酒鑑評会で、本県の蔵元が出品した19銘柄が金賞を獲得し、都道府県別金賞受賞数で6年連続8度目の日本一に輝きました。広島県と並び、これまで最多の5年連続の記録を塗りかえ、このたび、全国初の6連覇をなし遂げました。本町の鏡の雫を醸造していただいている天栄村の松崎酒造店も7年連続の金賞を受賞し、今後もおいしい鏡の雫を提供していただけるものと思っております。

5月の月例経済報告によりますと、4月と同様、景気は緩やかに回復しているとして、輸

出の持ち直しや企業収益の改善などを背景に、個人消費の持ち直しや設備投資の緩やかな改善が見られ、雇用・所得環境が改善していると発表がありました。

しかしながら、中東を初めとする原油の動向や世界的保護主義の高まりによる影響については、今後も留意する必要があるとされ、雇用環境の改善が下支えする個人消費が力強く改善していくためには、実質可処分所得の増加が鍵となり、中央のみならず地方へも経済効果があられ、早期に景気回復が実感できるよう願うものであります。

次に3月定例議会以降の町における主な出来事について申し上げます。

公園施設長寿命化計画に基づいた鏡石町民プールの大規模改修工事が完了し、3月21日に「すいすい」がリニューアルオープンしました。快適な環境の中で多くの皆様が来場しており、今後も多くの皆様に親しまれ、ご利用いただけるよう施設の管理運営に努めてまいります。

4月11日には、町と地域との太いパイプ役として重要な役割を担っていただいております行政区長さん、新任7名を含めた13名の方々に委嘱状を交付いたしました。社会福祉協議会協力推進員もあわせて委嘱され、区長協議会役員の新体制も選出されました。

昨年度から整備を進めておりました鏡石まちの駅かんかんてらすについては、先月16日にグランドオープンすることができました。本施設は、にぎわいの創出と町の農産物や特産品の販売、6次化商品の開発や創業支援、そして観光情報の発信拠点として整備したものであります。管理運営については鏡石町観光協会に委託し、町と観光協会が連携しながら町の中心にある本施設を有効に活用し、にぎわいあふれる施設として町民の皆様に親しまれるように努めてまいります。

第29回高齢者ふれあいスポーツ祭が6月4日に鳥見山陸上競技場で開催されました。町内行政区の老人クラブ11チーム、271人の皆様が参加され、地城の皆さんが力を合わせてはつらつとした姿で競技されていることに大変心強く感じたところであります。

次に、今年度の主要事業の執行状況についてご報告いたします。

初めに、原子力災害対策事業につきましては、除染土壌の中間貯蔵施設への搬出業務が全て完了し、現在は、第一小学校校庭にある埋設土の搬出作業を夏休み期間中の完了に向けて準備を進めているところであります。

放射能汚染に伴う自家消費野菜等の食品放射能簡易測定については、引き続き調査を行い、町民の安全・安心な日常の食生活の確保に努めております。

公立岩瀬病院が購入した移動式ホールボディカウンター車両を利用した放射線内部被曝検査を、今年度も5月28日から6月12日までの日程で各幼稚園・保育所において検査を実施しております。なお、これまで異常が検出されたケースはありません。

道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業につきましては、今年度、鏡石4区・仁井田区・鏡

田区・高久田区の一部を前期、さかい区・旭町区・笠石区の一部を後期として振り分け、発注する予定としており、現在は前期分の発注に向け準備を進めております。

次に、進化する鏡石実行プロジェクト事業についてであります。駅におりてみたくなる事業として、7年目となる田んぼアート事業については、昨年度に引き続き、約70アールの水田に、アニメーターの湖川友謙氏デザインの「うさぎとかめ」をテーマに、岩瀬農業高校や関係者のご協力のもと準備が進められ、6月2日に町内外から多くの方の参加を得て田植え祭りを実施したところであります。今年度の田んぼアートでは、8月中旬ごろ、稲の成長に伴い隠れデザインがあらわれる仕掛けが予定されており、一般観覧、稲刈り体験イベント、また稲刈り後のきらきらアートと、長い期間にわたって町内外の方々にご観覧いただきたいと考えております。

さらに、先月オープンした鏡石まちの駅かんかんてらすと連携した事業を展開しながら地域振興につなげてまいりたいと思います。

通りを歩いてみたくなる事業として取り組んでいる花いっぱい運動につきましては、6月10日の日曜日に一斉定植を予定しておりますので、町民の皆様のご協力を今年も引き続きお願いしたいと思います。

次に、第5次総合計画で定める5つの行政分野別目標の進捗について申し上げます。

1つ目の「町民と力を合わせて、新しい鏡石をつくります」として、住民税特別徴収一斉指定事業につきましては、特別徴収義務のある事業所の協力を得て5月に納付書を発付したところであります。今回の指定では、1,915事業所に対して住民税の納税通知書を送付し、前年比56の事業所が新たに特別徴収事業所となり、毎年増加しているところであります。この一斉指定により、納税者は6月の給料から毎月住民税が天引きされることになり、納税の利便が図られ、収納率がさらに向上するものと期待しております。

収納率向上対策事業につきましては、収納グループを中心に全庁を挙げての収納体制を強化したところであり、収納率は4月末現在で対前年比0.41%増となり、特に国民健康保険税においては、平成29年度分において1.98%増と高い伸びを示しております。住民サービスの提供の責務を果たすための安定的な歳入の確保は極めて重要であり、さらには納税者間の公平性を確保するため、収納の強化に努めてまいりたいと考えております。

固定資産税につきましては、今年度は3年に一度の評価替えの年度となっており、先月には今年度の固定資産税の納付書を送付させていただきました。今年度から、また3年後に行う評価替えに向けまして、各種の評価替えに係る調査事業の事務を進めてまいります。

次に、なりすまし詐欺や悪質商法など私たちの消費生活をめぐるトラブルが大きな社会問題となっていることを受け、天栄村との広域事業として平成27年度から取り組んでおります消費生活相談事業につきましては、商品契約などの各種相談が寄せられ、県消費生活相談セ

ンターとの連携協力のもと、契約のキャンセルや被害の未然防止に実績を挙げているところであり、今後とも相談者の問題解決を図ってまいりたいと思います。

2つ目の「心豊かで人を育て、地域文化を大切に作る鏡石をつくります」として、学校教育の充実を図るために配置した指導主事は2年目を迎え、各学校の教育課程、学習指導、学校教育に関する専門的な事項について、教職員への積極的な指導助言等が行われています。

5年目となるスクールソーシャルワーカー設置事業につきましては、各学校を活動の場として、生徒と保護者、さらに先生方を対象に相談や助言活動に当たっており、指導主事、学校教育相談員とともにきめ細かな対応をしているところであります。

語学指導等外国青年招致事業については、平成29年8月に着任したサンドラ先生が7月に帰国することから、新任の招致事務を進めており、アメリカ出身の女性を予定しております。

新事業としての中学生各種検定補助事業につきましては、学習意欲を高めるため学力向上につなげることを目的として、昨年度まで実施していた英語体験学習事業にかえて、各種検定受験料の一部補助を行うものであり、現在、実施に向けた準備を進め、狙いどおりの成果につながることを期待しております。

今年度、幼稚園の施設整備の維持管理を目的に計画している園舎屋根改修工事については、現在設計業務の委託準備を進めており、設計が完了次第、工事の発注を進めてまいります。

生涯学習機会の拡大とスポーツ振興につきましては、町体育協会の総会が3月末に、生涯学習文化協会の総会が4月26日に開催され、今年度の事業がスタートいたしました。その手始めとして、今月3日には県民スポーツ岩瀬郡大会が開催されました。また9日と10日には初夏の文化祭のメインであります展示部門が開催されます。

このほか、外郭団体であります町婦人会を初め、子ども会育成会連絡協議会、NPO法人かがみいしスポーツクラブなどの総会も終了しておりますので、これから本格的な事業が展開されるものと期待しているところであります。

次に、町民の健康づくりにつきましては、がん検診や総合検診及び人間ドックなどの各種検診事業実施へ向けた事務作業を進めているところであり、先月17日と31日には集団検診として女性検診を実施したところです。

また、今年度の新規事業として、子育て支援推進の観点から、ロタウイルスとおたふくかぜの任意予防接種費用の一部助成を行い、胃腸炎や重症化の予防を図ってまいります。

高齢者食生活改善事業では、名称を「ハッピーイートプログラム事業」から「生き生き幸せ食生活応援団事業」と変更し、管理栄養士や保健師による高齢者訪問や栄養教室、さらには幼稚園、保育所での食育教育にも取り組んでまいります。

3つ目の「地域で支え合う、人にやさしい鏡石をつくります」における、高齢者福祉の充実として、在宅高齢者福祉事業では、昨年度策定した第8期高齢者保健福祉計画並びに第7

期介護保険事業計画に基づき、高齢者を初め全ての町民が安心して暮らし、健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、健康の維持・増進や介護予防施策に取り組むとともに、介護が必要になっても状態を維持改善するための方策とあわせて、在宅で自立した生活を送ることができるよう、介護保険サービスの推進に努めてまいります。

児童福祉の充実として、子ども・子育て支援事業計画に基づき、つどいの広場、放課後児童クラブ、保育所の運営支援、認定こども園運営支援など、総合的な子育て支援策の推進に努めてまいります。

また、今年度4月から社会福祉法人鏡石町社会福祉協議会に移管した公私連携型保育所、鏡石保育所は順調に運営され、引き続き保育サービスの質の向上と安定運営に向けて支援してまいります。

認定こども園整備事業における認定こども園ぶどうの木の園舎増改築については、国・県の交付金が決定し、2カ年目の事業が順調に進められています。

障がい者福祉の充実においては、昨年度策定した鏡石町障がい者計画・鏡石町障がい福祉計画並びに鏡石町障がい児福祉計画に基づき、町民、地域、事業所、行政の協働により、障がいのある人の社会参加を進め、障がいのある人もない人も、全ての人の人権が大切にされ、誰もが生きがいのある生活を送ることができる町を目指してまいります。

国民健康保険事業につきましては、今年度から事業主体が市町村から都道府県に変更となり、初年度として必要な事務作業を進めております。

なお、今年度の国保税額の算定につきましては、前年分の確定申告による所得額と給付額が確定したことに伴い、新たに税額を試算したところであり、今年度分の国保税については、税率及び応益の税額を若干減額することとして、先月、国保運営協議会において原案のとおり答申をいただいたところであります。

4つ目の「新しい産業を開花させ、活力あふれる鏡石をつくります」としての水田フル活用推進事業については、今年産から生産調整の配分がなくなり、米の直接支払が廃止されるなど大きな変革の年を迎えました。その中において、経営所得安定対策の営農計画書の受け付けを3月から4月にかけて実施し、161名から営農計画の提出がありました。対象となる水田面積は約495ヘクタールで、全水田面積の約48%が経営所得安定対策の対象となっております。昨年と比べ、12名、93ヘクタールの減となっております。米の直接支払が廃止されたことが原因であると考えられますので、引き続き、米価の安定と農業所得の安定に向けて、水田フル活用ビジョンに基づく各種取り組みの推進を図ってまいります。

農業の振興として進めている農地再生プロジェクト事業については、昨年度策定したかがみいし油田計画をもとに、昨年播種した菜種については、先月まで黄色い花で彩られておりました。今後は、エゴマの植栽、さらに菜種の刈り取りと搾油を行い、耕作放棄地発生の防

止と、農地と景観の維持に努めてまいります。

観光の振興と、町の木しだれ桜の推進として4月21日に第5回目となる「“牧場の朝”のまち桜ウォーク」をイオンスーパーセンター鏡石店の協賛をいただき実施いたしました。ことしは例年より10日も早い桜の開花となり、当日は残念ながら桜の花は散ってしまいましたが、天候にも恵まれ、イオンスーパーセンター鏡石店を発着とした8キロコースと5.7キロコースの2つのコースに、町内外から昨年を上回る115名の参加が沿道の風景を楽しみながら交流を深めることができました。

また、第15回となるあやめ祭りについては、今月23、24の2日間、鳥見山公園を会場に開催の準備を進めているところであります。本年は、新企画として、おはようあやめ健康ウォーキングと大人気企画あやめスタンプラリーの実施を予定しており、さらに、6月末までのあやめシーズンとして鳥見山公園内のライトアップなどを行い、町花あやめを内外にアピールしてまいります。

5つ目の「快適に暮らせ、住んでみたくなる鏡石、訪ねてみたくなる鏡石をつくります」として、鏡石駅東第1土地区画整理事業につきましては、宅地造成工事が完了し、今月から1万5,048平米の住宅地について使用収益を開始いたしました。また、第3工区につきましては、測量設計業務などの発注に向けた事務を進めております。幹線道路網の整備事業では、社会資本整備総合交付金の内示がありましたので、今定例会において、内示額に合わせた補正予算を計上いたしましたので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

次に、水環境の基盤整備である水道事業は、平成29年度末で給水人口1万1,937人、普及率94.8%となっています。

平成22年より開始された上水道第5次拡張事業は、新浄水場の建設工事実施設計業務委託が完了し、全体像が見えてきたところであり、今年度はこの実施設計に基づいた積算業務の委託発注を進めてまいります。

また、拡張事業に係る導水管、配水管の布設工事についても発注準備を進めており、特にJR東北本線の線路下に配水管を布設する推進工事につきましては、安全性の確保のため関係機関と協議を重ねて進めてまいります。

次に下水道整備の平成29年度末における汚水処理人口の普及率は92.9%まで達し、水洗化率は90.9%となりました。

公共下水道については、社会資本総合整備交付金事業を活用した下水道施設長寿命化対策を計画しており、今年度予定している施設の更新について発注準備を進めております。

次に、今定例会に提出いたしました議案の概要について申し上げます。

報告第36号及び報告第37号の専決処分した事件の承認につきましては、税条例並びに国保税条例の一部改正で、報告第38号から報告第45号までの専決処分した事件の承認につき

ましては、一般会計並びに7つの特別会計の年度末事業確定に伴う補正予算であります。

報告第46号から報告第48号までは、一般会計及び特別会計における繰越明許費の報告であります。

諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、現委員高島民子氏が9月30日の任期満了に伴い退任されることから、新委員の推薦について意見を求めるものであります。

議案第212号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、現委員の斉藤栄治氏が6月末で任期満了となることから、再任について同意を求めるものであります。

議案第213号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国民健康保険税の本算定に伴う算定額の改正、議案第214号 鏡石町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、児童福祉法の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件について所要の改正を行うもの。

議案第215号 損害賠償等請求に係る反訴の提起については、本年1月、赤沼不動産から訴えのあった損害賠償請求訴訟に対して反訴を提起するものであります。

議案第216号 平成30年度鏡石町一般会計補正予算（第1号）につきましては、社会資本整備総合交付金の内示に伴う道路、公園及び駅東土地地区画整理事業の財源組み替えによる補正や、元気キッズサポーター派遣事業補助金の内示による補正予算であります。

議案第217号 平成30年度鏡石駅東第1区画整理事業特別会計補正予算（第1号）につきましても、社会資本整備総合交付金の内示に伴う財源組み替えによる補正予算であります。

以上、今定例会に当たりまして、町政運営と、提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。

何とぞよろしくご審議いただき、議決、承認、同意を賜りますようお願い申し上げます。

---

### ◎報告第36号及び報告第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第5、報告第36号 鏡石町税条例の一部を改正する条例の専決処分した事件の承認について及び日程第6、報告第37号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分した事件の承認についての報告2件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、報告2件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、橋本喜宏君。

〔税務町民課長 橋本喜宏君 登壇〕

○税務町民課長（橋本喜宏君） 皆さん、おはようございます。

ただいま一括上程されました報告第36号並びに報告第37号の専決処分した事件の承認につきまして、2件の承認につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

1 ページをお願いします。

まず初めに、報告第36号の専決処分した事件の承認につきましてご説明申し上げます。

このたびの専決処分につきましては、鏡石町税条例の一部を改正する条例の制定について、上位法であります地方税法の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布、施行されたことに伴う一部改正であり、専決第22号として地方自治法第179条第1項の規定により平成30年3月31日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

このたびの主な改正につきましては、1点目に、個人町民税の均等割、非課税限度額の引き上げ、法人町民税の申告納付及び延滞金計算特例、固定資産税の各種課税標準の特例の延長、2点目に、加熱式たばこ、町たばこ税の算出方法及び町たばこ税の段階的改正、3点目に、紙巻きたばこの三級品の税額改正の延長、4点目として、これらの改正に係る施行時期及び経過措置などのための附則などであります。

2 ページ目をお願いします。

2 ページ目から9 ページ中段までが今回の改正の第1条でございます。そのうち、5 ページ上段までが個人町民税及び法人町民税に関する改正でございます。

20条につきましては、延滞金に関する法人町民税の条項の改正でございます。

23条につきましては、町民税の納税義務者に係る規定でございます。第1項、第2項が法律改正に伴う字句の改正、第3項が人格のない社団等について電子申告義務化に係る規定を適用しないこととする規定改正でございます。

次に、第24条につきましては、個人の町民税の非課税の範囲について、非課税措置の所得要件の引き上げ、控除対象配偶者の定義の変更などの改正でございます。

次に、第31条及び34条の2、34条の6につきましては、個人の町民税の所得控除額及び町税控除額の適用に所得要件を創設する規定及び字句の改正でございます。

36の2につきましては、年金所得者に係る配偶者特別控除の申告要件の見直し規定と字句の改正でございます。

第47条の3、第47条の5につきましては、公的年金との所得に係る特別徴収義務者に関する字句の改正でございます。

3 ページになります。

48条第1項につきましては字句の改正、第2項、第3項につきましては、法人町民税の申告納付につきまして、租税特別措置法第66条の7及び第68条の91並びに第66条の9の3、68条の93の3の規定の適用を受ける場合、法人町民税から控除できること並びに字句の改正でございます。

また、同条に新たに規定されます第10項、第11項、第12項につきましては、特定法人に関する電子申告の義務化に関する規定でございます。

4ページになります。

52条につきましては、法人町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金の計算についての規定でございます。第2項につきましては修正申告の場合、第3項につきましては増額更正の場合に、それぞれ第1項に読みかえる規定でございます。

また、第5項、第6項につきましては、連結確定申告をすべき連結法人の修正申告等の場合の納期限の延長に関する規定でございます。

5ページになります。

54条につきましては字句の改正でございます。その次から7ページの中段までが町たばこ税に関する改正でございます。

92条は、製造たばこの区分を新たに創設する条項でございます。

93条2につきましては、新たな区分における製造たばことしての加熱たばこの定義の新設でございます。

第94条第1項につきましては字句の改正、第2項につきましては、各種のたばこにおける紙巻きたばこ1本への換算方法の改正でございます。

6ページになります。

今回加えられた第5条第3項、第5項、第7項につきましては、今回新たに改正された加熱式たばこへの換算方法の規定でございます。

7ページになります。

第94条第8項、第9項につきましては、紙巻きたばこに重量及び価格により換算した場合の本数に端数を生じた場合の処理の条項でございます。第10項につきましては、規則等への委任条項でございます。

第95条につきましては、町たばこ税の税率を1,000本当たり5,262円から5,692円に改正する規定で、本年10月1日に施行される規定でございます。

第96条第3項、第98条第1項につきましては字句の改正でございます。

続きまして、本法附則の改正でございます。

附則第3条、第4条、第5条につきましては字句の改正でございます。

8ページになります。

附則第10条の2につきましては、第1項につきましては、再生可能エネルギーにおける太陽光発電で小規模のもの、第2項につきましてはその大規模なもの、第3項につきましては、特定事業所内における広域施設、第4項につきましては、さきに法律が成立しました生産性向上特別措置法による先端設備に該当する機械装置、附帯工につきましては、サービス付高齢者住宅である貸し家住宅に関する固定資産税の課税表示に係る課税の特例に関する改正でございます。

附則第10条の3の各項につきましては、法律の改正によります条項及び字句の改正でございます。

附則第11条から9ページ中段の附則第17条につきましては、それぞれ土地等に関する特例につきまして、平成32年度まで延長するための改正でございます。

続きまして、9ページの中段が今回の改正の第2条でございます。

第94条第3項につきましては、改正の第1条の中で算定されました加熱式たばこの紙たばこへの換算方法における重量と価格の割合をそれぞれ0.8から0.6、0.2から0.4へと改正する改正でございます。平成31年4月1日から施行される予定でございます。

附則第10条につきましては字句の改正でございます。

続きまして、その下が改正の第3条でございます。

第94条第3項につきましては、改正の第2条の中で算定されました加熱式たばこの紙巻きたばこへの換算方法における重量と価格の割合を、それぞれここで0.6から0.4、0.4から0.6というふうに改正する改正でございます。

下段の95条につきましては、町たばこ税の税率を1,000本当たり5,692円から6,122円に改定する規定で、第94条第3項とあわせて平成32年10月1日に施行される規定でございます。

続きまして、改正の第4条でございます。

第94条第3項につきましては、改正の第3条の中で算定されました加熱式たばこの紙巻きたばこへの換算方法における重量と価格の割合を、それぞれ0.4から0.2へ、0.6から0.8とする改正でございます。

10ページになります。

第95条につきましては、町たばこ税の税率を1,000本当たり6,122円から6,552円に改正する規定で、第94条第3項とあわせて平成33年10月1日に施行される規定でございます。

続きまして、改正の第5条でございます。

第93条の2及び第94条につきましては、改正の第1条、第2条、第3条、第4条で、それぞれの期間にそれぞれの割合で、紙巻きたばこ1本当たりに換算されていた加熱式たばこの町たばこ税の換算方法を、紙巻きたばこ1本につき加熱式たばこ1本とする規定の改正でございます。平成34年10月1日の施行の予定でございます。

続きまして、改正の第6条でございます。

こちらの改正につきましては、平成27年12月に改正されました鏡石町税条例の一部を改正する条例につきまして改正するものでございます。附則の第6条における紙巻きたばこ三級品の町たばこ税の段階的改正時期につきまして、その延長と税率の改正時におけるみなし課税の時期及び字句の改正でございます。

続きましては、今回の改正に係る附則でございます。

第1条につきましては、今回の改正が基本的に本年4月1日を原則施行としておりますが、ここでは各条項の施行日について規定しているものでございます。

11ページになります。

第2条につきましては、町民税に関する経過措置がこちらのほうに、改正が記載されております。

12ページになります。

第3条、第4条につきましては固定資産税に関する経過措置、第5条につきましては、町たばこ税におけるそれぞれの税額の期間に関する経過措置でございます。

13ページになります。

第6条につきましては、町たばこ税の段階的な税額改正に係る手持品課税についての規定でありまして、ここでは平成30年、本年の10月1日の改正時点における手持品課税の方法や申告に関する規定でございます。

14ページになります。

第7条につきましては、本年10月1日から平成31年9月30日までの手持品課税に関する経過措置、第8条につきましては、平成32年10月1日施行の町たばこ税の課税に関する経過措置でございます。

15ページになります。

第9条につきましては、町たばこ税の段階的な税額改正に係る手持品課税についての規定でありまして、ここでは平成32年10月1日の改正時点における手持品課税の方法や申告に関する規定でございます。

16ページになります。

第10条につきましては、平成33年10月1日施行の町たばこ税の課税に関する経過措置でございます。

第11条につきましては、町たばこ税の段階的な税額改正に係る手持品課税についての規定でありまして、ここでは平成33年10月1日の改正時点における手持品課税のやり方や申告に関する規定でございます。

以上、報告36号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

次に、報告第37号の専決処分した事件の承認につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

19ページになります。

このたびの専決処分につきましては、鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成30年3月31日に公布され、4月1日から施行することとされたことによる改正でございます。専決第23号として、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年3月31日に専決処分しましたので、同条第3項の規定によりまして、これを報告し承認を求めるものであります。

主な改正につきましては、国民健康保険税における課税限度額の改正及び国民健康保険税の減額算定基準の改正でございます。

20ページでございます。

改正条文につきましては、第2条第1項につきましては、本年4月1日から国民健康保険の運営主体が市町村から都道府県に移行するに伴い、本町につきましても、福島県が国民健康保険の運営主体となることからの必要な改正でございます。

続きまして、第2項ただし書き中、国民健康保険税賦課限度額を現行の54万円を58万円に改めるものであります。これによりまして、介護納付金と合わせて国保税の課税限度額が現行の89万から93万に4万円引き上げることになります。第3項につきましては、第1項の改正に伴う条項の改正でございます。

第5条は、第2条第1項第1の改正に伴う条項の改正でございます。

次に、第23条は国保税の減額措置に関する規定でありまして、各限度額に関する規定について、54万円を先ほどの第2項のただし書きと同じように、54万円を58万円に引き上げ、さらに軽減判定所得算定に関する規定として、第2項の5割軽減世帯の算定基準額を27万から27万5,000円と、2割軽減世帯の算定基準額を49万から50万円に改め、軽減対象範囲を拡大するものであります。

21ページでございます。

第24条の2第2項につきましては、特例対象被保険者がその申請をする際に、各種の書類の提示につきまして、マイナンバー等の情報連携により把握できることができれば、必ずしも提示の必要がなくなることの改正でございます。

附則につきましては、第1で施行期日を平成30年4月1日から施行すると規定し、第2におきまして、改正後の条例の適用につきましては、30年度以降の年度分の国民健康保険税につきまして適用し、平成29年までの国民健康保険税につきましては、なお従前の例によるものであります。

以上、一括上程されました報告第36号の鏡石町税条例の一部を改正する条例の制定並びに

報告第37号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げました。ご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行います。

初めに、報告第36号 鏡石町税条例の一部を改正する条例の専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第36号 専決処分した事件の承認についての件は承認することに決しました。

次に、報告第37号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第37号 専決処分した事件の承認についての件は承認することに決しました。

---

#### ◎報告第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第7、報告第38号 平成29年度鏡石町一般会計補正予算（第8号）の専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、小貫忠男君。

〔副町長 小貫忠男君 登壇〕

○副町長（小貫忠男君） ただいま上程されました報告第38号 専決処分した事件の承認につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書23ページをお願いいたします。

本件は、平成29年度鏡石町一般会計補正予算（第8号）といたしまして、平成30年3月31日付をもって専決処分したものでございます。

24ページをお願いいたします。

このたびの補正予算につきましては、年度末の事業費確定によります平成29年度予算の整理をしたものであります。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億6,902万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億8,509万3,000円とするものでございます。歳入歳出予算の補正につきましては本議案書に記載のとおりでございますが、内容がかなりの分量になっておりますので、各目ごとに補正後の増減が100万円を超えるものについてご説明をさせていただきたいと思っております。

32ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○副町長（小貫忠男君） 以上、提案理由のご説明を申し上げます。ご審議をいただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

6番、長田守弘君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） ただいま説明がありました一般会計の補正、29年度の専決処分した件でございますが、1点だけ。ページが35ページの下段、土木使用料ですが、定住促進住宅使用料、マイナス170万6,000円でございますが、こちら170万6,000円というちょっと大きな金額なんで、これ、あいた状態で使用料が発生しなかったのか、あるいは未収の部分でこうなったのか、もし未収であれば何世帯分ぐらいなのかお聞かせ願いたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行部の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） 6番議員のご質問にお答えいたします。

35ページ、定住促進住宅使用料170万6,000円の減ということでございますけれども、定住促進住宅60戸ございます。現在のところ48戸ほど入居しておりますが、昨年の実績でいきますと2,411万7,000ほどの収入がございまして、この実績に合わせて予算を組ませていただきましたところ、実績がそこまでいかなかったために、実際には2,227万7,000円という実績であったために、今回170万6,000円を減額するものでございまして、入居がやはり、どうしても上のほうのままならないというところでございまして、当初予算を上げました実績に届かなかったというところでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） よろしいですか。

ほかに質問ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行います。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、報告第38号 専決処分した事件の承認についての件は承認することに決しました。

---

#### ◎報告第39号及び報告第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第8、報告第39号 平成29年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分した事件の承認について及び日程第9、報告第40号 平成29年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の専決処分した事件の承認についての報告2件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、報告2件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、橋本喜宏君。

〔税務町民課長 橋本喜宏君 登壇〕

○税務町民課長（橋本喜宏君） ただいま一括上程されました報告第39号及び報告第40号の専決処分した事件の承認につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

81ページをお願いします。

まず初めに、報告第39号 平成29年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）につきまして、専決第25号として、地方自治法第179条第1項の規定により本年3月31日付で専決処分したので別紙のとおり報告し、承認を求めるものでございます。

次の82ページをお願いします。

このたびの平成29年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）につきましては、年度末の事業確定による精算であり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,707万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億9,281万7,000円とするものでございます。

詳細につきましては、88ページからの歳入歳出事項別明細によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○税務町民課長（橋本喜宏君） 以上、一括上程されました報告第39号 鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）及び報告第40号 鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。ご審議いただき、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の一括説明を終わります。

これより報告2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに報告2件の採決を行います。

初めに、報告第39号 平成29年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の専

決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第39号 専決処分した事件の承認についての件は承認することに決しました。

次に、報告第40号 平成29年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第40号 専決処分した事件の承認についての件は承認することに決しました。

---

#### ◎報告第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 次に、日程第10、報告第41号 平成29年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第3号）の専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉こども課長、関根邦夫君。

〔福祉こども課長 関根邦夫君 登壇〕

○福祉こども課長（関根邦夫君） ただいま上程されました報告第41号 専決処分した事件の承認について、提案理由をご説明申し上げます。

113ページをお開き願います。

専決第27号としまして、平成29年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日付で専決したものであります。

114ページをお願いいたします。

このたびの補正につきましては、介護サービス費等の確定に伴うもので、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,260万円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ9億9,920万円とするものであります。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

120ページをお願いいたします。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○福祉こども課長（関根邦夫君） 以上、提案理由のご説明を申し上げます。ご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行います。

報告第41号 平成29年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第3号）の専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第41号 専決処分した事件の承認についての件は承認することに決しました。

ここで、議事の都合により、昼食を挟み午後1時まで休議といたします。

休議 午前11時57分

開議 午後 1時00分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎報告第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第11、報告第42号 平成29年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

産業課副課長、小林誠君。

〔産業課副課長 小林 誠君 登壇〕

○産業課副課長（小林 誠君） ただいま上程されました報告第42号 専決処分した事件の承認につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

133ページをお願いいたします。

このたびの専決は、地方自治法の規定により専決第28号、平成30年3月31日付で専決処分したものであります。

134ページをお願いいたします。

専決第28号 平成29年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、事業の確定に伴い歳入歳出予算額を整理するとともに、年度末に150万円の土地売払いの収入がありましたので、工業団地事業の基金に積み立てるものであり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ143万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億673万3,000円とするものでございます。

詳細につきましては、140ページからの事項別明細により説明申し上げます。

140ページをお願いいたします。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○産業課副課長（小林 誠君） 以上、提案理由のご説明を申し上げます。よろしくご審議いただき、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行います。

報告第42号 平成29年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、報告第42号 専決処分した事件の承認についての件は承認することに決ま

した。

◎報告第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第12、報告第43号 平成29年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長、小貫正信君。

〔都市建設課長 小貫正信君 登壇〕

○都市建設課長（小貫正信君） ただいま上程されました報告第43号 専決処分した事件の承認につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

145ページをお願いいたします。

本件は、平成29年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、専決第29号として平成30年3月31日付で専決処分したものであります。

146ページをお願いいたします。

このたびの補正につきましては、年度末の事業の確定により、平成29年度予算を整理したものでございます。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,501万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,918万2,000円とするものでございます。

詳細につきましては、152ページからの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○都市建設課長（小貫正信君） 以上、報告第43号につきまして提案理由をご説明申し上げます。ご審議の上、承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行います。

報告第43号 平成29年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第43号 専決処分した事件の承認についての件は承認することに決しました。

---

#### ◎報告第44号及び報告第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第13、報告第44号 平成29年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分した事件の承認について及び日程第14、報告第45号 平成29年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分した事件の承認についての2件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、報告2件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、吉田竹雄君。

〔上下水道課長 吉田竹雄君 登壇〕

○上下水道課長（吉田竹雄君） ただいま一括上程されました報告第44号 専決処分した事件の承認について、専決第30号専決処分書、平成29年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）から報告第45号 専決処分した事件の承認について、専決第31号専決処分書、平成29年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）までの2会計の専決処分した事件の承認について、ご説明を申し上げます。

専決第44号、専決第45号の専決処分書は、地方自治法第179条第1項の規定によりまして平成30年3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めらるるものであります。

最初に、158ページをお開き願いたいと思います。

専決第30号専決処分書、平成29年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）でございます。このたびの補正につきましては、平成29年度の事業の確定に伴いまして予算

の整理をするもので、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,351万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億80万円とするものであります。

詳細につきましては、164ページの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○上下水道課長（吉田竹雄君） 続きまして、専決第31号専決処分書、平成29年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

172ページをお開きください。

このたびの補正につきましては、平成29年度事業の確定に伴いまして予算の整理をするもので、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ520万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,050万円とするものでございます。

内容につきましては、178ページの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○上下水道課長（吉田竹雄君） 以上、一括上程されました2議案につきまして提案理由のご説明を申し上げます。ご審議いただき、承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより報告2件の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに報告2件の採決を行います。

初めに、報告第44号 平成29年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第44号 専決処分した事件の承認についての件は承認することに決しました。

次に、報告第45号 平成29年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の

専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第45号 専決処分した事件の承認についての件は承認することに決しました。

---

#### ◎報告第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第15、報告第46号 鏡石町一般会計繰越明許費繰越計算書についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、柳沼英夫君。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） ただいま上程されました報告第46号 鏡石町一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

183ページになります。

本件、平成29年度鏡石町一般会計の繰越明許費につきましては、3月議会定例議会におきまして、平成29年度一般会計補正予算（第7号）で議決をいただきました繰越明許費3件につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調製しましたので報告するものでございます。

次のページをお願いいたします。

平成29年度鏡石町一般会計繰越明許費繰越計算書の一覧でございます。

6款農林水産業費、2項林業費、ふくしま森林再生事業、翌年度繰越額2,572万円でございます。

8款土木費、2項道路橋梁費、社会資本整備総合交付金事業、翌年度繰越額441万8,000円、同じく8款土木費、2項道路橋梁費、地方特定道路整備事業として1,576万5,000円でございます。以上、合計3件、繰り越し総額4,590万3,000円でございます。

なお、財源内訳につきましては185ページに記載のとおりであります。

以上、報告第46号につきまして提案理由の説明を申し上げます。ご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行います。

報告第46号 鏡石町一般会計繰越明許費繰越計算書についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第46号 鏡石町一般会計繰越明許費繰越計算書についての件は承認することに決しました。

---

#### ◎報告第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第16、報告第47号 鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 小貫正信君 登壇〕

○都市建設課長（小貫正信君） ただいま上程されました報告第47号 鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、提案理由のご説明を申し上げます。

187ページをお願いいたします。

本件につきましては、去る3月定例会の議案第197号におきまして議決をいただきました、平成29年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計の繰越明許費でありまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計画書を報告するものでございます。

次の188ページをお願いいたします。

1款事業費、1項事業費、事業名、駅東第1土地区画整理事業、翌年度繰越額としまして1,680万7,000円でございます。これの財源につきましては、189ページが財源の内訳となります。

以上、報告申し上げます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

す。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行います。

報告第47号 鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計画書についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第47号 鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計画書についての件は承認することに決しました。

---

#### ◎報告第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第17、報告第48号 鏡石町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、吉田竹雄君。

〔上下水道課長 吉田竹雄君 登壇〕

○上下水道課長（吉田竹雄君） ただいま上程されました報告第48号 鏡石町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてご説明を申し上げます。

平成30年3月5日に議決をいただきました平成29年度鏡石町公共下水道事業特別会計の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものです。

次ページ、192ページをお願いいたします。

繰越明許費繰越計算書になります。

2 款事業費、1 項事業費、事業名、公共下水道事業。翌年度繰越額340万2,000円。財源内訳につきましては記載のとおりとなります。これは、社会資本整備総合交付金事業の事業費を確保するために繰り越しをしたもので、今年度発注の下水道施設の長寿命化対策費に活用いたします。

以上、提案理由を申し上げました。ご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行います。

これより報告第48号 鏡石町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第48号 鏡石町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての件は承認することに決しました。

---

#### ◎諮問第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第18、諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） ただいま上程されました諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員は4名の委員で構成され、任期は3年となっております。このたび、高島民子委員が本年9月30日をもちまして任期満了、退任となりますので、高島氏の後任として、鏡沼314番地1在住の岡部ちよ子氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

岡部ちよ子氏につきましては、昭和52年から長年、養護教諭として勤務され、平成28年3月に須賀川市立西袋第一小学校を最後に定年退職されております。現在は、児童養護施設で、保護された子供たちの生活の補助、相談員としてその手腕を発揮しています。人格、識見高く、広く社会の実情に通じていることから、人権擁護委員として最適任でありますので、人権擁護委員として推薦したいので、議会の皆様のご意見を賜りたくお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本件については、適任者として推薦することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は推薦することに決しました。

---

#### ◎議案第212号の上程、説明、質疑、意見、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第19、議案第212号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） ただいま上程されました議案第212号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員は3名の委員で構成され、任期は3年となっております。このたび現委員であります齊藤栄治氏が6月末をもって任期満了となりますので、再任いたし

たく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意をお伺いするものであります。

斉藤氏は、平成21年7月から3期9年間委員としてお務めいただいております、誠実、温厚な人柄は固定資産評価審査委員会委員として最適任者と思っておりますので、議会の皆様の同意をお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

本案については、再任でありますので、意見及び質疑、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

議案第212号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第212号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決しました。

---

#### ◎請願・陳情について

○議長（渡辺定己君） 日程第20、請願・陳情についての件を議題といたします。

陳情第14号から陳情第18号は、会議規則第86条第1項の規定により、別紙文書付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（渡辺定己君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時35分

第 2 号

平成30年第12回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成30年6月7日(木)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	小林政次君	3番	橋本喜一君
4番	古川文雄君	5番	菊地洋君
6番	長田守弘君	7番	畑幸一君
8番	井土川好高君	9番	大河原正雄君
10番	今泉文克君	11番	木原秀男君
12番	渡辺定己君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤栄作君	副町長	小貫忠男君
教育長	高原孝一郎君	総務課長	柳沼英夫君
税務町民課長	橋本喜宏君	福祉こども課長	関根邦夫君
健康環境課長	菊地勝弘君	産業課副課長	小林誠君
上下水道課長	吉田竹雄君	都市建設課長	小貫正信君
教育課長	角田信洋君	会計管理者兼 会室長	長谷川静男君
農業委員会 農事務局長 会長	柳沼和吉君	教育委員会 委員長	力丸次雄君
農業委員会 会長	菊地榮助君	選挙管理 委員会委員長	大河原八郎君

事務局職員出席者

議会事務局 局長	小貫秀明	副主査	藤島礼子
-------------	------	-----	------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（渡辺定己君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事は議事日程第2号により運営いたします。

---

◎一般質問

○議長（渡辺定己君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

---

◇ 畑 幸一君

○議長（渡辺定己君） 初めに、7番、畑幸一君の一般質問の発言を許します。

7番、畑幸一君。

〔7番 畑 幸一君 登壇〕

○7番（畑 幸一君） おはようございます。

第12回定例会において、優しい思いやりのある一般質問をさせていただきます、7番、畑幸一です。よろしく願いいたします。

初めに、今回町長改選に当たり、再選されました遠藤町長にお祝い申し上げます。2期8年間の実績を高く評価され、幅広く町民の皆様から支持を受け、真に当選をされたことと思われます。遠藤町長の人柄である誠実さと謙虚さ、そして行動力、実行力を兼ね備え、3期目に向け町民の皆さんとオールマイティーで向き合い、活力のある町の運営を目指して手腕を発揮していただきたいと思ひます。

目に青葉山ほととぎす初ガツオ、まさしくこの句のような季節になりました。田んぼも青いじゅうたんを敷き詰めた光景、カッコウの鳴き声も聞こえる山に囲まれた緑と花の風景は、牧場の朝のまちにふさわしい環境の豊かさを感じられます。

さて、遠藤町長の3期目に向けたスローガンでもあります進化する元気な町づくりの取り組みについて、4点ほどお尋ねしたいと思ひます。

住んでみたいまちの情報発信はどのように行っていくのか。定住してみたい要因は世代によってさまざまに異なっていると思われるが、要因の把握と対応課題について伺ひます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） おはようございます。

7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

定住化促進につきましては、第5次総合計画を基本としまして、平成28年3月に人口減少の克服と地方創生を目的としまして、鏡石町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしました。地方創生アンケートの結果をもとにしまして、通勤に便利で住むにも快適、子育てしやすい環境を備えた定住のまちを将来像といたしまして、町の利点であります交通の便がよく地価が安いなどの利点を生かしてコンパクトな町づくりを推進し、新しい定住の場と働く場を設け、若い世代を呼び込み、人口の増加につなげるため、4つの基本目標を掲げまして各種事業を推進しているところでございます。

なお、既に実施している事業に加えまして、新たな施策のほうも推進してまいりたいと考えております。

なお、事業の1つといたしまして、今年度、空き家対策調査事業を実施しまして、その結果をもとに、それに合った事業を調査、研究して展開してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 7番、畑幸一君。

〔7番 畑 幸一君 登壇〕

○7番（畑 幸一君） かわる、かがやく、魅力のある定住促進を目指して、世代に応じた質の高い町づくりの充実を図っていただきたいと思います。

笑顔と健康の町づくりプランの意向について伺います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） おはようございます。

ご答弁申し上げます。

笑顔と健康の町づくりということでもありますけれども、今回、町長選挙におきます私の公約、いわゆる目指す町づくりということにつきましては、笑顔と健康、そして進化する元気な町づくりということでございます。そういう中で笑顔と健康の町づくりにつきましては、いわゆる子供から高齢者までが安心・安全な生活環境のもとで、笑顔で、そしていきいきと幸せに健康で暮らせる町づくりを推進するものでございます。あくまで第5次総合計画や健康増進計画、そして食育推進計画に沿った健康増進事業、母子保健事業、そして食生活改善事業など各種事業を実施しながら、町民の保健衛生向上や健康づくり活動への支援を行ってきたところであります。

今後、全ての町民がライフステージに応じて健やかに心豊かに生き生きと暮らせる町づくりのために、関係機関と連携しながら、そして福祉施設の機能の充実を図って、そして

してもらいたいというふうに考えているところであります。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 7番、畑幸一君。

〔7番 畑 幸一君 登壇〕

○7番（畑 幸一君） 笑顔が見られるから健康、健康だから笑顔が見られる、笑顔と健康は一日の始まり、元気の源だと思います。子供から高齢者まで共有できる健康福祉行政の推進と、日常生活に見合った笑顔と健康の町づくりの実現に向けた取り組みを望んでいると思います。

（3）に入ります。

町の活性化を目指すかんかんてらすは、町づくり、地域づくりの交流の起点、情報提供の案内所と認識しております。先月16日、グランドオープンしたばかりですが、集客、そして機能としての役割、農産物の持ち込み等々、運営の状況と将来の展望、計画はどうか。方針において特に取り組んでいく事業の運営、考えはどうか。また、友好都市である沖縄県北谷町の物産コーナーの設置、計画はあるのか伺います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

まちの駅かんかんてらすにつきましては、鏡石町の観光、そして交流拠点としての駅前周遊と、そして地域コミュニティの活性化、まちのにぎわいの創出に寄与することを目的とし、国のいわゆる地方創生拠点整備交付金事業、さらには県の地域創生総合支援事業を活用して町づくりの整備をしたいということでもあります。

今申し上げたように、先月5月16日にグランドオープンをいたしました。オープンから3週間ほど経過しましたがけれども、町内外から平均しますと毎日240名ほどの来館者がおりまして、毎日農産物の販売や飲食スペースを利用しまして、いわゆるコミュニティカフェとしての機能により、設置目的である来館者の交流拠点としてにぎわいを創出している状況であります。

今後の展望につきましては、商工会、さらには観光協会を初め、各種団体等においてかんかんてらすを活用していただくことを含め、交流、そして活用、発信をコンセプトに皆様に親しまれる施設になるよう案内してまいりたいというふうに考えております。今、北谷町の話もございましたけれども、当然、北谷町など交流関係がある全国の市町村を含めて、このような中でしっかりと対応していきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 7番、畑幸一君。

〔7番 畑 幸一君 登壇〕

○7番（畑 幸一君） 沖縄の物産コーナーを開いているのは西会津町の道の駅というコーナーがかなり広くとってありますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

次に、4番に入ります。

もう一度、もう一回質問というか、言い忘れましてすけれども、活力のある、そして刺激性のある施設として成果を期待していきたいと思います。

次に、（4）番に入ります。

行政改革について伺いたいと思います。

改革というと何となくきつい言葉ですね。まちの刷新なんていうと斬新なような感じで、革命でも起こす感覚、何だい、今度はどんなことするんだいと思える節もありました。時代のニーズに合わせて仕事のやり方を改革するのではなく改善という言葉を使わさせていただきますけれども、改善し、無駄のない効果を生み出す財政、また行政と町民のサービスの方向性はどうか、具体的な取り組みを伺います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

行政改革につきましては、平成7年に策定いたしました鏡石町行政改革大綱が始まりでございます。その後、平成15年に鏡石町の第2次行政改革大綱を策定しまして、さらに平成18年には、国が示しました地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針を受けまして、見直しを行いながら現在に至っているところでございます。

平成18年に策定されました第2次行政改革大綱、集中改革プランと申しておりますが、この基本方針のもとで、町におきましては、適正な人事管理の中で限られた財源を生かしながら最大の効果が発揮できる組織づくりや、最少人数で最大の効果を挙げることを念頭に、各種の事業に取り組んできたところでございます。

具体的には、給食調理員や業務の民間委託、さらにはプール等もございますけれども、効果的な行政運営を公共施設の指定管理人制度の導入、さらには定員管理の適正化のための人員の改革を進めております。さらには、行政組織におきましては大課制の導入など組織の見直しや合理化の取り組みを行ってきたところであります。

今後も人口減少が続くと思われますので、これまでの取り組みをさらに進めながら、住民サービスの充実を図りながら鏡石町の町づくりを着実に実行するための改革を推進してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 町長。

○町長（遠藤栄作君） 補足しますけれども、私も以前からこの行政改革も含めていろいろなことも含めて根拠と改善というそういったことで仕事に当たるということで、現在もそのような気持ちでしております。その中にはこの改善、進化でもありますし、そういったことをしっかりと今回もそのような形で進んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 7番、畑幸一君。

〔7番 畑 幸一君 登壇〕

○7番（畑 幸一君） 行政改善は行政にとって対応が求められている時代だと思います。必要に応じて見直しを図り、無駄のない効率、効果的な改善を要望いたします。

大きい2番に入ります。

町民の生活の充実と不安解消について。

（1）高齢者世帯の支援と制度の施策に入ります。

ひとり暮らしの世帯数は年々増加し、生活の維持さえ困難な状況に置かれている事実もあります。食事の提供、金銭管理、風呂に1人で入れない、身寄りがない。町としてひとり暮らしの把握と実態、支援の制度について伺います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（関根邦夫君） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

高齢者世帯の支援策については、福祉サービスの提供から社会参画の機会の提供、生きがい対策などがあります。町では主なものとして、鏡石町社会福祉協議会で実施しているおでかけ支援ゆうあいバス運行事業への補助、生きがい活動支援事業等への委託、ひとり暮らし高齢者の事故等に緊急に対応する緊急通報システムを初め、今年度は徘徊高齢者検索ネットワークを構築し、GPSを活用した認知症高齢者位置情報探索機器貸与事業を実施予定しております。また、町シルバー人材センターでは、家事支援援助の日常サービスを提供する生活者支援事業の検討も始まっております。さらには、見守りとして、町民生児童委員による訪問活動や、郵便局などの民間の力を活用した見守り体制を構築させつつあります。

高齢者世帯につきましては、老老介護、認知症の進行、孤独死などさまざまなリスクを抱えており、町としましては社会福祉団体や包括支援センターとともに、高齢者世帯が孤立しないよう包括的なケアに努めていくことであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 7番、畑幸一君。

〔7番 畑 幸一君 登壇〕

○7番（畑 幸一君） 人口問題研究所推計では、2040年にはひとり暮らしの世帯が4割に

なると推定している。団塊の世代においては、数年であすは我が身になるかもしれない。極めて重要な課題と受けとめ、早急な対策を図ることを要望いたします。

(2) 終活サービスの行政の課題について。

高齢者を支える相談事業として相談員として確立を図る町の考えはどうか伺いたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（関根邦夫君） 終活サービスについては、本人の死亡後の保証人、納骨についての生前に取り決めをしておき、死後の不安解消に資するものと考えております。全国的に高齢者の孤独死が課題となっている中で、特に収入が少なく身寄りのない、あるいはご遺体の引き取り手がいない場合、生前の本人の意思が確認できないため、自治体としては葬儀、火葬、納骨について引き取り手の確認や交渉など、時間のない中でのかんりの精神的な負担と労力がかかります。そこで、そういった高齢者の終活について官民連携で取り組んでいる自治体もあると聞いております。事前に本人と死後の計画について、本人、自治体、葬儀業者との取り決めをしておくことで、戸惑うことなくスムーズに葬祭を行うことが可能となるメリットがあります。

今後、超高齢化社会を迎える中で、孤独死もふえてくる予見があることから、行政として本人の終活にどれだけ寄り添えるのか、今後、調査研究に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 7番、畑幸一君。

〔7番 畑 幸一君 登壇〕

○7番（畑 幸一君） 4月に公表された県の平均寿命は、男性が80.12歳、女性が86.4歳。この数字を見ても、生きがいつくりの相談事業の確立は不可欠と思います。親子のコミュニケーションができなく、遺書を誰に託すか相談できない。孤立感が強くなり、相続、遺言等々、ますます懸念される状況になると思われます。適切な取り組みをいただきたいと要望いたします。

(3) 番に入ります。

上水道事業の浄水場建設についてお伺いいたします。

先日、常任委員会で旭町浄水場を視察、見学させていただきました。今までにない詳細な説明いただきましたが、給水設備の老朽化による不安を感じる。給水の安定性を確保するため、早急に浄水場の新設が求められます。浄水場の早期実現の見通し、実行状況を伺います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（吉田竹雄君） ご答弁申し上げます。

水道は生活を快適に過ごすには欠かすことのできないライフラインであり、将来にわたって安全な水を安定して供給し、信頼される水道事業を実現しなければなりません。本町の水道事業は、給水開始から50年以上が経過しております。これまで24時間、365日、安全で安心な水を供給しております。しかしながら、浄水施設や水源施設、水道管の多くは老朽化が進んでおり、経年化や劣化による漏水や施設の修繕、補修工事を実施している状況でございます。平成19年11月に今出ダム利水事業の事業中止により、町独自の水源確保に向けた取り組みとして、第5次拡張事業を推進をしております。

新浄水場の施設整備計画や事業規模においては、原水の水質状況を考慮しながら、水質基準を超過することのない水処理工程の必要性及び配水池容量の確保など、安全で快適な水の供給や、災害地にも安定的な給水を行うための施設水準の向上などを考慮し、計画をしております。

住民の皆様に対しましては、水道事業が直面する課題解決に当たり、その事業の必要性や持続性の必要性、これらを示していきたいというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 7番、畑幸一君。

〔7番 畑 幸一君 登壇〕

○7番（畑 幸一君） 避けては通れない、なさねばならぬ事業と認識しております。事業費は多大な投資額になる、どう財源を確保するのが最大な課題と思われれます。早期建設に向けて断固たる取り組みを要望いたします。老朽化による、いつ起きるかかわからない断水の事故などがなく、万全を期すよう望みたいと思います。

次に、項目とはちょっと異なるんですが、町内の水準点について伺います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

税務町民課長。

○税務町民課長（橋本喜宏君） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

水準点とは、国土交通省国土地理院が設置及び管理するもので、標高の基準となる点であります。これは土地の高さを精密に求めるためや地殻変動、地盤沈下対策等の測量に用いられるもので、この水準点がその地域によって行われている高さの測量の基準となります。今の土地の高さ、標高につきましては、東京湾の平均海面を基準、要するに標高ゼロということとして測られておまして、東京湾の平均海面を地上に固定するために設置されたのが日本の水準原点でございます。

全国の主要な道路沿いに設置されている水準点は約2万点。県内には約460点の水準点が

ございます。鏡石町内に設置されています1等水準点につきましては、本町地区に1カ所、笠石地区に1カ所、久来石地区に1カ所、3カ所あります。そのほかに道路水準点として1カ所設置されております。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 7番、畑幸一君。

〔7番 畑 幸一君 登壇〕

○7番（畑 幸一君） 私もこの水準点というのがなかなか初めてのことでわからなかったんですけども、歩いていて、旧道、さわ屋酒屋さん、鏡田のセブンイレブンの向かいにシンプルな標識が目についたと。そして、大切にしましょう水準点、国土地理院と測量部ということで看板が初めて見受けられました。そして、この水準点というから水に関係があるかと思っただけですけども、今、執行の説明を聞いて、標高、高さの基準というようなことで勉強になりましたので、ありがとうございます。

3番に入ります。

投票率の向上を図る手だてと取り組み。

（1）20歳未満の投票率の現状と課題を伺います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

選管書記長。

○選挙管理委員会書記長（柳沼英夫君） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

20歳未満の投票率の現状と課題についてのご質問でございますけれども、制度につきましては、平成28年7月に行われました参議院議員選挙から18歳に引き下げられて以降、本町におきます20歳未満の投票率は、国政選挙におきましては41%台となっております。平成29年10月に行われました衆議院議員総選挙を挙げますと、本町が41.79%、福島県が39.26%、全国が40.49%となっております。本町の投票率が若干上回っているという状況でございます。

傾向といたしましては、19歳と20歳とありますけれども、高等学校在学中の生徒の投票率は、学校が推進しているおかげもありまして比較的高いという一方で、卒業後の19歳以降の投票率が大きく低下している傾向にございます。学校におきます主権者教育が効果的である一方、卒業後は住所を実家に残したまま、大学等の学業のために県外に転出する方が多いというのが、大きな要因ではないかと考えております。

なお、現在の投票率を見ますと、20代、30代がやはり投票率が悪いということで、高校卒業後、継続して投票所に足を運んでもらえることが一番の大きな課題となっているということでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 7番、畑幸一君。

〔7番 畑 幸一君 登壇〕

○7番（畑 幸一君） どう意識をさせていくのかが課題だと思いますが、（2）の期日前投票の現状と課題についてお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

選管書記長。

○選挙管理委員会書記長（柳沼英夫君） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

期日前投票の現状と課題というご質問でございます。

期日前投票制度につきましては、平成15年の公職選挙法改正によりまして、それまでの不在者投票制度の要件が緩和される形で、新たに設けられた制度でございます。選挙当日に仕事やレジャーで投票できない見込みの方が利用できる制度となっております。

この制度、次第に理解されてきておりまして、年々利用する方がふえているというのが現状でございます。本町の状況で見ますと、さきに行われました町長選挙におきまして、投票者数に占める期日前投票者の割合につきましては31.7%、平成29年の衆議院議員総選挙については40.35%、平成28年度の参議院議員総選挙につきましては30.58%になっておりまして、期日前投票の期間と選挙全体の投票率が異なるために、単純な比較はできないわけなんです。いずれも同種の前回選挙よりも期日前投票率は上がっているというような状況でございます。また、平成29年の衆議院総選挙を例に挙げますと、福島県が41.9%、全国が37.54%となっております。本町の割合につきましては、県や全国とほぼ同じような状況となっております。

利用する方々からは好評をいただいている制度であります。より利用しやすくするためには、期日前投票所の数をふやすということが求められておりまして、全国でも進められているところでございます。今後、本町におきましても、コンパクトな町ではありまして、今のところそのような予定はないんでありますが、今後検討させていただきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 7番、畑幸一君。

〔7番 畑 幸一君 登壇〕

○7番（畑 幸一君） 今回の町長選挙の23日から26日まで4日間では、統計数から、マスクミのデータでは1,970人、男性が830人、女性が1,140人、平均50人という形で記事が載っていましたが、投票率からいけば、やっぱり三十何%ということだから多いというようなことが感じられますが、今後の課題としてはそれこそどう思っているかお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

選管書記長。

○選挙管理委員会書記長（柳沼英夫君） 期日前投票におきます今後の課題についてでございます。

現在のような投票制度ですと、やはり投票する権利、さらには棄権する権利というのはありますけれども、期日前投票所を今のところ1カ所しか設けていないというのが現状でございます。他の地域におきましてはスーパー、さらには人がいっぱい集まるようなところに設けて、お買い物に行ったついでに投票できるというようなことも報じられているところがございます。ただそうなりますと、登録、町で登録した人しかできないという部分もありますので、いろいろ課題もあります。ですから今後、期日前投票所をふやすことについてはなかなか今のところ考えてはいないんですけれども、それらのことも含めまして、期日前投票がもっと効率よくできるように検討させていただきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 7番、畑幸一君。

〔7番 畑 幸一君 登壇〕

○7番（畑 幸一君） 何かと投票所をふやすというのは難しいと思いますが、検討していただきたいと思います。

（3）の無効票の内容についてお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

選管書記長。

○選挙管理委員会書記長（柳沼英夫君） ご答弁申し上げます。

無効票の内容についてのご質問でございますが、5月27日執行の町長選挙におきましては、投票総数6,055票のうち92票が無効票でありました。率にして1.5%でございます。ちなみに国政選挙におきましては大体3から6%というような状況でございます。

内容につきましては、白票が39票、単に記事を記載したものが22票、単に記号を記載したものが16票、候補者じゃない者または候補者となることができない者の氏名を記載したものが8票、候補者に何人を記載したかを確認しがたいものが3票、2以上の候補者の氏名を記載したのが3票、候補者の氏名のほか他事記載したものが1票となっております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 7番、畑幸一君。

〔7番 畑 幸一君 登壇〕

○7番（畑 幸一君） なかなか無効票の内容というのは今初めて知ったわけですが、選挙の候補者を書くときとか、決めていないでその場で書く方が多分多いんじゃないか

と思います。その点については難題でありますので、以上とさせていただきます。

(4)の投票率向上のための対策をどのように考えているのかについてお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

選管書記長。

○選挙管理委員会書記長（柳沼英夫君） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

投票率向上のための方策についてでございます。

選挙啓発につきましては、学生の主権者教育が効果的であると言われておりまして、学生のときに投票を経験した人や親と一緒に投票所に足を運んだ子供は、大人になっても投票を行う率が高いという統計が示されてございます。選挙権年齢が18歳に引き下げられたことに合わせまして、中学生や高校生に対してパンフレット配布や総合学習の時間におきます主権者教育や模擬選挙などを行いまして、若い世代に選挙について関心を持ってもらう取り組みを県とあわせて進めていく考えであります。

また、さきの町長選挙におきましては白バラ会のご協力をいただきながら、初めて事業所訪問によります啓発活動を行わせていただきました。選挙の内容に合わせて、ショッピングセンターでの啓発など、今後も積極的な啓発活動を行っていく予定になってございます。

なお、国政選挙の統計で見ますと、本町でも同じような統計にあるんですが、80代以上よりも20代、30代の投票者が少ないという現状にございます。投票に行かない理由といたしましては、仕事や用事があるというのがほとんどの4割を占めている状況でございます。その他には選挙に関心がなかった、候補者の人柄などがよくわからなかったというのが1割ずつ挙げられているというような現状を見ますと、やはり関心を高めることが投票率につながるものと考えておりますので、それらの方策について、今後も県とあわせながら対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 7番、畑幸一君。

〔7番 畑 幸一君 登壇〕

○7番（畑 幸一君） 10人に6人ということで、もうちょっと寂しいという感じもします。

そんなに人は行っていないということになりますので、ますます今後こういった感じが出てくるんじゃないかと思います。ことしは知事選、そして来年は地方統一、参議院選と。またすぐ9月には鏡石町議員の選挙があります。どうかこの啓発運動を重ねて、投票率のアップのためにいろいろと対策を練っていただきたいと思います。

以上で今回質問をさせていただきました。終了いたします。ありがとうございました。

○議長（渡辺定己君） 7番、畑幸一君の一般質問はこれまでといたします。

◇ 菊 地 洋 君

○議長（渡辺定己君） 次に、5番、菊地洋君の一般質問の発言を許します。

5番、菊地洋君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） 皆さん、おはようございます。

2番くじを引きまして、2番目の登壇となります5番議員の菊地でございます。

平成30年6月12日は世界にとって歴史的な1日となるのか。米朝首脳会談がシンガポールにて実施されるようであります。会談が実施されることにより、トランプ大統領が掲げるアメリカファーストが誇張されずに、真の核兵器なき時代へ邁進されることを望むものであります。日本にとって、この会談により拉致問題や核弾道ミサイルの撤廃、そして核廃絶などの解決の道筋がつくことを期待するものであります。今回の米朝首脳会談が一時は中止との報道があったり、金正恩が電撃的に中国を二度にわたり訪問したり、ロシアに訪問したり、韓国大統領と二度会談をしたりと、30代の青年の外交姿勢にあっばれを上げたい反面、自国の何を守ろうとしているのかが理解に苦しむところだと思うのは、私だけではないかと思うのであります。

我が町においては8年ぶりに町長選挙が行われ、5月27日に執行され、遠藤町長が三度目の当選をされました。そして6月24日から4年間、町の執行責任者としての、町の抱える諸課題に取り組みされるわけですが、町民の幸せと住んでよかったと言われる元気な町づくりに、2期8年の経験と新たな挑戦への気構えで執行に当たっていただくことを望むものであります。

それでは、通告書に従いまして質問をさせていただきます。

初めに、かんかんてらすの運営状況についてお伺いをいたします。

先ほど畑議員も質問されましたけれども、5月16日にオープンをして3週間となりますが、今までの来館者数と、それから売り上げの状況はどのようになっているのかをお尋ねをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課副課長、小林君。

○産業課副課長（小林 誠君） 5番議員の質問にご答弁申し上げます。

鏡石まちの駅かんかんてらすにつきましては、先月16日にグランドオープンを迎えております。オープン以来3週間が経過しておりますが、かんかんてらすの来館者につきましては、5月末現在になります約3,900名の方が来館されております。1日平均で約240名ということでございます。

売り上げにつきましては、現在は農産物については端境期で野菜などの出荷はまだまだ少

ない状況ということでございますが、今後、果樹などの出荷も控えておりますので、売り上げも徐々に伸びていくのではないかとというふうに考えております。現在のところは加工品、それから飲食などを中心に売り上げがございまして、5月末までの合計が116万円、1日平均にしますと約7万2,000円の売り上げとなっております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 5番、菊地洋君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） 1日平均7万2,000円ということでありまして、それではその物販の内容と、それから登録者の状況はどのようになっているのかお伺いをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課副課長、小林君。

○産業課副課長（小林 誠君） 5番議員のご質問に答弁申し上げます。

かんかんてらすの5月末現在の物販の登録者につきましては、農産物、それから加工品販売、合計しますと24件。その内訳になりますが、農家さんが15件、加工業者さんが9件となっております。また、レンタルボックスの出品につきましては11件ございまして、全て合計しますと36件というような状況でございます。

5月末時点での物販の売り上げの分類別内訳になりますが、お菓子、それからパンなどの加工品販売、こちらが約42%で48万円、それからジェラート、ソフトクリーム、コーヒーなどといった店内での飲食が約28%で32万円、豆腐などの冷蔵の加工品につきましては約13%で15万円、次いで農産物、野菜などの販売額が約10%で12万円、レンタルボックスでの売り上げが約5%で5万円ほどとなっております。

物販の登録者につきましては現在も随時募集しているところでありまして、今後、路地野菜、果樹などの出荷の季節を迎えることから、登録者数につきましては増加するものと思われまますので、今後も販売品の充実といったところで図ってまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 5番、菊地洋君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） 詳細にお答えをいただきましてありがとうございました。

先ほども畑議員のほうから北谷町のお話が出ましたけれども、交流町村や近隣町村の特産品などを受け入れる考えはあるのかどうかについてお伺いをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課副課長、小林君。

○産業課副課長（小林 誠君） ただいまの質問にご答弁申し上げます。

まず、北谷町の関係でございますが、北谷町から昨年、町長さん初め、夏祭りのほうに来場いただきまして物販を行ったところでございます。今年度につきましては、夏祭りではなくオランダ祭りのほうにぜひ来ていただきたいということで話を進めております。その中で、かんかんてらすでの物販イベント的なものを、どうでしょうかということで提案を差し上げているところでございます。

また、近隣市町村の物販ということにつきましては、現在、登録者、石川町の方がコンニャクということで出品をしているものがございます。近隣町村のそういった定期的な出品可能な方がおられる場合につきましては、種類が多いということも1つの来館者のPRにつながると思いますので、今後も積極的に検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 5番、菊地洋君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） 聞くところによると、物販のワゴンが3台ほどまだ空いているというふうなことをお伺いしておりますので、スペースそのものが限られるところもあるかと思いますが、やはりいろんなものが展示されていて、いろんな方々が求めるニーズはばらばらだと思いますので、しっかりワゴンを空かさないように物販を充実できるようにしていただければというふうに思います。

次に、（2）番のオープンしてからの諸課題はあるのかについてお伺いをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課副課長、小林君。

○産業課副課長（小林 誠君） 5番議員の質問にご答弁申し上げます。

オープンしてからの諸課題ということにつきましては、まず、物販販売の時間に対しまして延長をしてほしいというような要望、それから町外などから車でかんかんてらすを訪れる方に対しまして、案内表示といたしますか、案内看板が不足している点などが課題として挙げられたと思います。案内看板につきましては、既存のできあいの看板の利活用、そのほか新たに申請するなどの検討をするかと思いますが、商工課観光パンフレットなども活用しまして、来館者のPR向上には努めてまいりたいと考えております。

まだ始まったばかりの施設でございますので、来館者の皆様のさまざまなご意見、ご要望などを聞きながら、利用しやすい施設となりますように検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 5番、菊地洋君。

[5番 菊地 洋君 登壇]

○5番(菊地 洋君) 今、副課長から看板の話が出ましたが、かんかんてらす建物そのものの看板が、余りにも小さ過ぎる。せっかく町の顔としてオープンをさせたいという町長の多分肝いりの事業だと思っておりますが、今の看板から、これから変える考えはあるのかどうかお尋ねをいたします。

○議長(渡辺定己君) 質問に対する答弁を求めます。

産業課副課長、小林君。

○産業課副課長(小林 誠君) 5番議員の質問にご答弁申し上げます。

5番議員さんがおっしゃるとおり、かんかんてらすの看板が小さくてわかりにくいというご意見もいただいているところでございます。看板設置につきましては当然新たな費用が発生するというようなことでございますので、その確保につきましても検討しながら、遠くからでもわかりやすい、車から見てもわかりやすいというような施設にしていきたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長(渡辺定己君) 5番、菊地洋君。

[5番 菊地 洋君 登壇]

○5番(菊地 洋君) せっかく外装まできれいにして白い建物で目立つかんかんてらすという、こういうふうなせっかくネーミングをつけていただいた方に対しても、これが敬意のかなというふうに思いますので、看板についてはしっかり検討していただきたいというふうに思います。

次に、(3)に入ります。

今後の運営方針はどのように活用していくのか考えをお尋ねをいたします。

○議長(渡辺定己君) 質問に対する答弁を求めます。

産業課副課長。

○産業課副課長(小林 誠君) 5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

かんかんてらすの今後の運営方針につきましては、町の観光交流拠点として、町の観光資源でもあります田んぼアート、それから鳥見山公園、岩瀬牧場などを訪れます町内外からの観光客に、まずはかんかんてらすに足を運んでいただきまして、さらにはかんかんてらすで町内の事業所、飲食店などの情報を発信することによりまして、町なかでの周遊というものを促していきたいと思いますというふうに考えております。さらには町の農産物、特産品販売のさらなる充実を含めまして、キッチンスペース、それから菓子製造室などのチャレンジショップの活用によりまして、6次化商品の開発、それから創業支援というところで施設の利活用を図りながら、にぎわいのあるかんかんてらすということにつながってまいりたいと考えており

ます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 町長。

○町長（遠藤栄作君） 補足しますけれども、いずれにしても私が進める、駅におりてみたい、歩いてみたい、そして住んでみたいの中のいわゆる駅におりてみたいの事業であります。その中でこのかんかんてらすも当然でありますし、駅そのものも今後しっかりと考えていかなければならないと。その中でことしの予算の中では駅東口のJRから用地を求める、そういった計画になっております。そういったことも含めてしっかりと東西連携が図れるような駅におりてみたい、そういったものについてしっかりと連携していきたいと思っております。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 5番、菊地洋君。

[5番 菊地 洋君 登壇]

○5番（菊地 洋君） 細やかな答弁をいただきまして、ありがとうございました。これから田んぼアートも田植えが終わりましてだんだんと見ごろになってくれば、もちろんこのかんかんてらすにもぎわいが増してくるのではないかなというふうに思いますので、充実した事業をお願いを申し上げたいというふうに思います。

次に、農業政策についてお尋ねをいたします。

飼料用米の農家への補助金についてお伺いをいたします。

米政策改革によって飼料米の作付に影響はあったのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課副課長、小林君。

○産業課副課長（小林 誠君） 5番議員のご質問に答弁申し上げます。

ご存じのとおり平成30年から主食用米作付の生産数量目標が廃止されまして、生産者、それから集荷業者などは需要に応じた米の生産ということが求められることとなっております。平成30年以降も主食用米の需要は減少するというふうに見込まれております。米価の安定のためには、町の地域農業再生協議会としましても生産数量目標にかわります生産数量の目安を決定しまして、飼料用米を初めとした新規需要米を推進しているところでございます。

ご質問の飼料用米の作付状況になりますが、平成29年産が84名の方で68ヘクタール、平成30年産が67名で52ヘクタールということで、人数にしますと、17名が減、面積では16ヘクタールの減となっております。反対に、主食用米の作付面積が5ヘクタールふえておりまして、米政策改革による直接支払交付金、10アール当たり7,500円交付されておりましたが、その影響によりまして飼料用米が減少しまして、主食用米が増加している状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 5番、菊地洋君。

[5番 菊地 洋君 登壇]

○5番（菊地 洋君） 飼料用米が作付が減ったということでありまして、飼料用米の生産振興のための補助はどのようになっているのかについてお伺いをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課副課長、小林君。

○産業課副課長（小林 誠君） 答弁申し上げます。

飼料用米の補助につきましては、天のつぶなどの一般品種での取り組みの場合、それからふくひびきなどの多収性の取り組みの場合で金額は変わってまいりますけれども、まず、国の水田活用の直接支払交付金、こちらが10アール当たり最大で10万5,000円。それから産地交付金の圏域枠と言われるものが9,000円から1万2,000円、同じく産地交付金の地域枠につきましては5,000円、町単独での補助金が1,000円から3,000円となっております。これらを合計しますと、一般品種の場合で10アール当たり9万5,000円、多収品種の場合ですと10アール当たり12万5,000円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 5番、菊地洋君。

[5番 菊地 洋君 登壇]

○5番（菊地 洋君） この飼料用米の補助金については、近隣町村とのバランスとかそういう金額についての調査は行っての実施だったのかどうか、この辺についてお伺いをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課副課長、小林君。

○産業課副課長（小林 誠君） 飼料用米の補助につきましては、近隣の町村の状況と鏡石の状況をちょっと申し上げたいと思います。

まず、須賀川市の状況でございますが、一般品種の場合ですと合計が9万7,000円、天栄村が10万1,000円ということで、鏡石町と須賀川市は2,000円、天栄村との間では6,000円の開きがございます。また、多収品種の場合の取り組みになりますと、須賀川市の場合には最大で13万7,000円、鏡石町の場合ですと12万5,000円ということで1万2,000円の差がございます。天栄村につきましては多収品種で取り組みをされている方がいらっしやらないということで、こちらの補助は行っていないというようなことでございます。

町単独での補助金の金額につきましては、昨年まで水耕の直播栽培に対しまして補助を行ったところでございますが、こちら取り組みされている方が2名と少ない状況がございまし

て、そちらの財源をもとに今年度より補助をするというようなことでの単価設定となり、1,000円、それから3,000円というような設定になっております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 5番、菊地洋君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） 農家の方々がやはり天栄の方とか須賀川の方々と話をされて、実質鏡石は1,000円、天栄は5,000円というふうな、こんなふうな話が出てくると、どうして鏡石は少ないんだというふうなこんな声が農家の方々から聞かれます。そんなことを考えて、今後近隣町村とのバランスというか、その辺も考えながら補助金について出していただければいいのかというふうに要望しておきます。

次に、飼料用米の生産拡大に向けた施策はあるのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課副課長、小林君。

○産業課副課長（小林 誠君） 5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

5番議員がおっしゃられているとおり、近隣市町村とのバランスをとということに對しましては、大変重要であるというふうに考えておりますので、産地交付金の地域枠について、その他の作物のバランスを見直しながら、予算の確保を含めまして検討してまいりたいというふうに考えております。また、飼料用米につきましては主食用米と同じような管理で作付が可能ですので、そういった取り組みについてPRしてまいりたい。それから、主食用米の影響を受けずに、補助金によりましてある程度の収入が確保できるといったメリットもございますので、その辺をPRしながら、今後単価の見直しを含めて検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 5番、菊地洋君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） この後の質問にもかかわっていきますので、しっかりとした対応をお願いをしたいというふうに思います。

次に、（2）の質問に移ります。

新規就農者の実態についてお伺いをいたします。

まず初めに、農業従事者の高齢化が進む中、鏡石町として新規就農者の実態はどのような状況なのかお伺いをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課副課長。

○産業課副課長（小林 誠君） 5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

2015年の農林業センサスによりますと、鏡石町の農業経営者の平均年齢、こちらは61.5歳となっております。福島県全体の平均が64.6歳となっておりますので、比較しますと3.1歳若く、県内におきましては2番目に若いというような状況になってございます。一方、町の認定農業者の平均年齢につきましては平成29年度末現在で59.8歳ということで、60歳目前ということで、徐々に高齢化しているような状況でございます。

ご質問の新規就農者の実態ですが、平成25年度に1名、平成26年度、27年度は0名ということでしたけれども、平成28年度に2名、平成29年度に3名、この5年間で6名となっております。就農時の年齢につきましては、20代の方が1名、30代の方が5名というような状況となっております。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 5番、菊地洋君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） ありがとうございます。

それでは、その新規就農者への町としての支援策はあるのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） 新規就農者に対する支援策ということでありまして、まず国の新規就農者に対しましての支援ということにつきましては、農業次世代人材投資事業というものがありまして、その中では準備型及び経営開始型の2種類があるということです。準備型につきましては、先進農家、農業法人で就農に向けた研修を受ける場合、年間150万が最長2年間交付されると。そして経営開始型につきましては、45歳未満で独立、自営就農する方に対して、年間150万円が最長5年間交付されるということでありまして。

また、町の独自の支援策でありますけれども、これについては昨年度より農業人生応援プロジェクト事業として、農業次世代人材投資事業の交付対象者に10分の1の上乗せ補助を行っているほか、農業次世代人材投資の交付対象とならない、いわゆる45歳以上の50から65歳未満、45歳以上65歳未満の新規就農者に対しまして、農業就農者支援事業として10万から50万円の補助を行っております。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 5番、菊地洋君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） 先ほど申し上げましたけれども、農業従事者、やはり高齢化が進んでおる中で大変新規就農者は大切な人材だと思いますので、今後もしっかりとした支援策を町

のほうは考えていただきたいというふうに思います。

続きまして、(3)の耕作放棄地の対策についてお伺いをいたします。

鏡石町の耕作放棄地の現状についてお尋ねをいたします。

○議長(渡辺定己君) 質問に対する答弁を求めます。

産業課副課長、小林君。

○産業課副課長(小林 誠君) 5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

全国的に担い手が減少してきておりまして、それと反比例するように耕作放棄地というものが増加傾向にあります。その発生原因は、高齢化、労働力の不足、土地条件が悪い、基盤整備されていない、農作物の価格の低迷などが主な原因になっているというふうに考えております。

鏡石町の耕作放棄地は、平成27年度で64.6ヘクタールであったものが、平成28年度で68ヘクタール、平成29年度では71.8ヘクタールとなっております。年々増加傾向ということでございます。そのうち田んぼが約6割、畑が約4割というような状況になっておりまして、農地の受け手が不足しているといった中で、土地条件の悪い農地を中心に耕作放棄地が増加しているものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(渡辺定己君) 5番、菊地洋君。

[5番 菊地 洋君 登壇]

○5番(菊地 洋君) やはり全国的にだと思っておりますが、耕作放棄地は年々増加をしているというふうなことであります。ただいま副課長からご答弁いただいたように、高齢化と労働力不足ということになってきていると思います。この辺について町として、またJA夢みなみなどと連携をしながら、何かこの耕作放棄地に歯どめをかけるような施策は考えているのかどうか、改めてお尋ねをいたします。

○議長(渡辺定己君) 質問に対する答弁を求めます。

産業課副課長、小林君。

○産業課副課長(小林 誠君) 5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

先ほど申し上げましたとおり、耕作放棄地、年々増加しているような状況でございます。耕作放棄地を発生させない、これ以上ふやさないという意味では、成田地区、基盤整備完了しておりますが、こちらの耕作放棄地の発生につきましてはほとんどないような状況もございます。全国的な統計でも、圃場整備、基盤整備を実施した地区においては、非常に耕作放棄地の発生が少ないというような統計もございますので、今後、高久田地区を含めました基盤整備事業の実施、それから大規模な基盤整備でなくても、小規模な基盤整備の実施につきましても検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

補足でありますけれども、我が町につきましては県内で町全体の面積は下から3番目に小さい町。しかし農地につきましては、いわゆる59市町村、市も含めて上位27番前後にあると、いわゆる下から3番目から農地については上位にあるとそういうことも含めて。さらには、いわゆる町の半分の面積が農地だと。そして、さらに市街地をすべて農地に囲んでいるというふうになります。そういうことを含めると、しっかりとしていわゆる農地を守ることも大事だし、市街地を守るということも大事な部分でございますので、そういった観点からわが町は70ヘクタールありますけど、さらにふえるということでもありますので、これについてしっかりとしていかなければならない。それが田園と町づくりをしっかりとしていかなければならないという、そういったわけで、多分この次の課題でありますけれども、質問でもございますけれども、しっかりとして調整をしていきたいと考えているところであります。

○議長（渡辺定己君） 5番、菊地洋君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） 次の質問をお待ちかねのような雰囲気がありますが。

昨年度から始まった油田計画の進捗状況はどのようになっているのかお尋ねをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課副課長。

○産業課副課長（小林 誠君） 5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町では、耕作放棄地の解消、発生防止対策として農地再生プロジェクト事業、かがみいし油田計画としまして昨年度よりスタートしております。その推進につきましては、どうしても省力化のための機械化、それから多収栽培技術が必要となりますので、昨年度は菜種の実証展示ほ場を各団体が協力を得まして、町内3カ所、面積にしますと約65アールに設置しております。ことしの6月下旬から7月には収穫期を迎えますので、汎用コンバインによる刈り取り、収穫調整後には搾油をしまして、学校給食などでの活用を予定しております。

また、今年度からは、近年、天然性の機能性植物油として注目されておりますエゴマの実証展示ほ場として、1カ所ですが30アール程度の面積を予定しておりまして、その準備を進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 5番、菊地洋君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） 菜種が65アール、エゴマが30アールということで大変いいことだな

というふうに思います。

次に、先ほどの2番目の課題と連動してくるんですが、耕作放棄地対策として、この油田計画の今後の推進方法をどのように考えているのかお伺いをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

菜種、あとエゴマこの辺ではじゅうねんということでもありますけれども、この栽培による油田計画という推進をしているということでもあります。この推進に当たりましては、特にですね、労働力の低減、さらには収益性の観点から機械化による省力化や多収による収穫の向上が必要というふうに考えております。そのために実証展示ほ場を設置しまして農業普及所と連携しながら、その栽培体制を確立して、将来的には推進協議会の設立と、やはり何といても作業効率でございますので、機械化導入も視野に入れて推進していきたいというふうに考えております。作業であって1ヘクタール、耕作放棄地70ヘクタールありますので、当然機械化することが大事だと。そして農業ばかりじゃなくて、いわゆる非農家も含めて取り組んでいくことが大事だなというふうに考えますので、そういったことも含めて推進協議会などの設置も必要なのかなというふうに考えております。そしてまた、菜種、エゴマ、この原料をそのまま販売する原料販売、加工販売、収益率が高いものについてやっていかなければならないということでもありますので、やはり6次化の製品の開発にも取り組んでいきたい。やはり先ほど議員からも質問あったいわゆる笑顔と健康ということ、町民が健康になっていく、当然エゴマもそうでありますし、菜種もそうであるということも含めて、そういったことも含めて大事なのかなというふうに考えております。

○議長（渡辺定己君） 5番、菊地洋君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） エゴマ油、そして菜種油、6次化につながり、そして新しい鏡石の商品、産品となり得るように、ご努力のほうよろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

続きまして、大きな3番の町長の政治姿勢についてお伺いをいたします。

冒頭に申し上げましたが、遠藤町長には3期目の当選、誠におめでとうございます。6月24日から3期目の鏡石町のかじ取りを託されるわけではありますが、町民の負託に応えるべき4年間もよろしくお願いを申し上げたいと思っております。

まず初めに、（1）鏡石駅東第1土地区画整理事業の第3工区の取り組みについてお伺いをいたします。

まず初めには、①として、道路等の配置計画はどのように計画をするのかお伺いをいたし

ます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫正信君） 5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

鏡石駅東第1土地区画整理事業につきましては、今年度に第1工区が完了する見込みであり、第3工区への着手に向け、現在、事業計画の変更に合わせて、道路整備に対する国庫補助金の増額などを行い、町の財政的な負担軽減を図りながら事業の推進に取り組んでいるところでございます。

第3工区の道路等の配置計画につきましては、都市計画道路2路線、延長で1キロメートル、区画道路で23路線、延長で2.5キロメートル、歩行者専用道路4路線、延長で0.2キロメートル、合計しまして29路線、延長で3.7キロメートルの配置を計画しております。

事業計画において道路配置計画の方針を示しており、現在の県道である都市計画道路成田鏡田線を区画整理の内外を結ぶ主要な幹線道路として、都市計画道路東町鳥見山公園線を区画整理内の生活を補完する幹線道路として配置を計画しております。また、区画道路につきましては、生活道路として土地利用に配慮した配置を考えております。幹線道路に車を誘導することで、生活道路に区画整理地区内からの通過交通を少なくすることで、安全な町づくり、街区をつくりたいと、そのような考え方で進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 5番、菊地洋君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） お尋ねしたのは、1工区の中でも若干狭い道路があるかと思うんですよ。3工区については余り狭い道路、せめて乗用車が往来できるような、そのぐらいの幅員を持った道路をしっかりと整備していただければということで、この質問をさせていただきました。

次に、②番であります。土地規制の状況と建築可能な建物はどのようなものなのかお伺いをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫正信君） ご答弁申し上げます。

鏡石駅東第1土地区画整理事業は、牧場の朝のまちのイメージを崩すことなく、区画整理による土地利用の増進と良好な環境保全と調和を図るために、都市計画法による土地規制を行っております。

第3工区の土地規制の状況につきましては、用途地域により建築物の用途を定めておりま

して、県道成田鏡田線沿線を準住居地域に、その北側の構造改善センター付近を第1種中高層住居専用地域にそれぞれ用途地域を指定しております。第3工区の多くを占める準住居地域とは、道路沿道の特性に適した業務の利便性を増進しながら住居の環境を保護するための地域でありまして、住居のほかに店舗、事務所、公共施設、住環境を悪化させない小規模な工場と、多くの業種の立地が可能になっております。また、業務環境及び住居環境の悪化を未然に防ぐために、町独自に都市計画法による鏡石駅東第1地区計画を定めておりまして、用途地域では規制できない畜舎などの建築制限を行い、良好な住環境の形成を図るための計画になっているということでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 5番、菊地洋君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） ただいま準住居地域については理解できたんですが、この第1種というものについての建築規制はあるのかどうかお伺いをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫正信君） ご答弁申し上げます。

第1種中高層住宅地域になります。こちらにつきましては、主に住宅等が配置されるという計画でありますので、道路沿線のように事務所、店舗、その他の施設については面積要件などの要件によって制限が加えられるということで、沿線よりも若干住居に特化した制限になるという地域でございます。

○議長（渡辺定己君） 5番、菊地洋君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） それでは、次の町が先行した土地の活用についてどのようにするのか、町当局の考えをお伺いをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

駅東第1土地区画整理事業区域内でありますけれども、ここは約56ヘクタールございます。この1工区から5工区になりますけれども、その中でこの56ヘクタールの中には、町が平成11年に公共公益施設業種の確保を目的としまして先行取得をしております。この町の所有、この56ヘクタールの中には93筆約11.2ヘクタールがあります。その当時の取得費用、約6億1,000万が投じられたということでもあります。その中で今回、第3工区内の先行取得した土地については約2.48ヘクタールがあります。この土地の取得につきましては、当初の目

的どおりでありますけれども、公共公益施設の建設用地として集約をしていきたいということでもあります。

なお、この土地の集約につきましては、土地区画整理審議会さんが主権者とのご理解をいただきながら進めていくということでもあります。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 5番、菊地洋君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） それでは、次の（2）番に入らせていただきます。

公共の建物を建てたいという、こんなふうなご答弁をいただきまして、仮称健康福祉センターの建設計画についてお伺いをいたします。

具体的な建設場所について検討はしているのかどうかお伺いをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） この具体的な建設場所ということでもありますけれども、先ほども答弁しましたけれども、駅東第1土地区画整理事業の第3工区内に今点在する町有地を集約することによりまして、仮称でありますけれども健康福祉センターの建設用地の確保をしていきたいというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 5番、菊地洋君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） 面積とか機能とかというところはどのように考えているのかお尋ねをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） 具体的な面積、機能ということでもありますけれども、まず用地については先ほど言いましたように、3工区内にある2.4ヘクタールを集約する。ただ、具体的なものとして、その土地の集約方法をどうするか検討したいと思います。この健康福祉センターの建物自体の面積、さらには機能につきましては、昨年度の末からまちづくり調整グループを中心に庁内調整会議において施設整備に係る役場内の関係各課で具体的な導入機能等も含め、他町村の類似施設視察予定等、調査研究を進めるということでもあります。また、財源等も含めた中で建設計画の策定に向けた協議を行いまして、今後町における子供から高齢者などの全ての世代において健康増進や、あるいは福祉向上に役立てられる具体的な施設の機能や面積を検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（渡辺定己君） 5番、菊地洋君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） 3工区相対的にと、それから健康福祉センターを含めた、町長の今の答弁の中にも含まれているかもしれませんが、町長の考えるビジョンについて、もう一度伺いをしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） 仮称でありますけれども、健康福祉センターの建設については、1つには、老朽化している、いわゆる町の保健センター、旧診療所になります。それと成田保健センターを集約をしまして、町民の健康や保健機能の充実を図りたいと考えております。

2つ目は、福祉部門でありますけれども、現在、勤労青少年ホーム内に事務所を置いている役場の福祉部門、さらに地域包括支援センター、そして老人センター内には社会福祉協議会。また、シルバー人材センター、そして生活自立サポートセンター、県中、県南事業所等の福祉部門を1つの施設内に集約をするということで町民の利便性の向上を図りたいということでもあります。これら施設を集約によりまして、健康と福祉の充実が図れるとともに、老朽化している施設の問題解消にもつなげていきたいということでもあります。

○議長（渡辺定己君） 5番、菊地洋君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） コンパクトシティの町づくりということで、国交省の何か補助事業というのもあったと思うんですが、その辺について、この健康福祉センターについての補助メニュー等々については調査をしているのかどうかについて伺いたしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） 庁内の各課には、今ご質問があったメニューについては、いろんな観点からどんなメニューがあるのか、こういったものを調査を今しているということでもあります。ただ、現時点で私どもの方には報告があるというわけではないということでもありますけれども、いろんな補助を受けながら考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 5番、菊地洋君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） できる限り、補助メニュー等々があれば、国や県の補助メニューも活用しながら、この件についてやっていただければいいのかなというふうに思います。

次に、（3）の上水道第5次拡張事業の取り組みについてお尋ねをいたします。

先ほど畑議員もお尋ねをしましたが、①の第5次拡張事業の総事業費及び事業概要についてお尋ねをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（吉田竹雄君） 5番議員の質問にご答弁を申し上げます。

上水道第5次拡張事業につきましては平成21年に事業認可を取得しまして、新たな水源地の整備や導水管、配水管布設など、水道施設の老朽化対策や耐震化等、喫緊の課題である防災対策も考慮しつつ、新たな浄水場を整備する計画に取り組んでおります。水道事業の使命であります安全で安心な水道水を安定して供給し続けていくこと、良質な水資源の保全、確保を念頭に事業推進に努めております。

総事業費につきましては、水源地整備や導水管、配水管布設、中継ポンプ場整備、新浄水場建設、調査設計、用地買収等を含めまして、現在約50億円を計画しております。また、昨年度、新浄水場建設のための実施設計業務が完了したことから、今後必要となる導配水管整備費用等を含め、総事業費の精査を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 5番、菊地洋君。

[5番 菊地 洋君 登壇]

○5番（菊地 洋君） それでは、現時点での事業の進捗状況というのはどのぐらい進んでいるのかお尋ねをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（吉田竹雄君） ご答弁申し上げます。

現時点での進捗状況ということでございます。

平成21年に事業認可を取得して、第5次拡張事業としましては、これまで既存施設の改修、新浄水場予定地の用地買収、新たな水源地を整備3カ所を実施してございます。また、中継ポンプ場の建設、導水管、配水管布設など施設整備に取り組んできたところでございます。

今後の整備として残っておりますのが、新浄水場の建設や、それに附属します導水管、配水管の布設が残っているということになります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 5番、菊地洋君。

[5番 菊地 洋君 登壇]

○5番（菊地 洋君） 50億という総事業費があるわけでありませけれども、この資金不足に対する取り組みについて今後の水道料金の改定等々は考えられるのかお尋ねをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（吉田竹雄君） ご答弁いたします。

施設の整備の建設改良に要する財源としては、主に企業債の借り入れというものであります。預金収入は維持管理などの事業運営に充てるほか、一部建設改良費の補填の財源となります。今後の施設整備は大規模な事業であり、施設整備費が大きくなるため、多大な資金が必要となることから、将来的な経営がますます厳しくなることが見込まれます。

水道料金は給水人口の減少や節水型社会の到来による水需要の減少に伴い、料金収入を確保するためには、料金改定は必要不可欠と考えてございます。平成28年度に料金改定を行い、一定の成果を上げております。今後の料金改定につきましては、消費税率の改定や経済情勢等も考慮しながら、適正な料金の設定について検討、検証に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 5番、菊地洋君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） 料金改定については、これから核家族、そして高齢化が進んでいく中で、大変生活が大変になってくるという家庭がどんどんふえてくると思います。そういう中において、やはり低所得者に対する優しい水道料金改定ということをお願いをしておきたいというふうに思います。

次に、留保資金の活用及び一般会計からの繰り入れは考えられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（吉田竹雄君） ご答弁申し上げます。

上水道事業会計においては、毎年減価償却費などの現金支出を伴わない費用計上によって生じた内部留保資金を積み立てております。当水道事業においても、内部留保資金は、主に施設整備の費用やこれまで行った施設整備のために借り入れした起債の元金返済の財源として使われております。今後は施設整備費が大きくなることから、起債の元金返済などの費用が増加していくと見込まれるため、財政運営は厳しいものになります。今後の財源確保が課題となることは認識しており、今年度は一般会計より出資金として1,000万円が予算計上させていただいております。将来世代への負担が課題とならないよう、課題解決に向けては、今後も継続的に支援していただくよう、一般会計からの繰り入れについて町財政サイドと条件整備するとともに、総務省が示しております繰り出し基準に基づいた繰入金等について重

ねて精査してまいりたいと考えてございます。

答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 5番、菊地洋君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） 大変重要な事業で大変だと思いますが、安心・安全な水の供給のために、できる限り低コストでの建設にご努力をいただくことを切にお願いを申し上げます。

現在、遠藤町長におかれましては、福島県の町村会の会長として、県内はもとより中央への要望活動など東奔西走の日々が続き、ご苦労があると思いますが、今までにまいた種の事業や、これから種をまかなければならない事業など困難はあると思いますが、住んでみたくなる鏡石町、そして元気で活力のある鏡石町の町づくりのために頑張ってくださいことを切にお願いを申し上げて、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 5番、菊地洋君の一般質問は、これまでといたします。

以上をもって通告のありました一般質問は全部終了いたしました。

---

#### ◎休会について

○議長（渡辺定己君） お諮りいたします。

議事運営の都合により、あす6月8日から11日までの4日間、休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、6月8日から11日までの4日間を休会とすることに決しました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（渡辺定己君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時45分

第 3 号

## 平成30年第12回鏡石町議会定例会会議録

### 議事日程(第3号)

平成30年6月12日(火)午前10時開議

- 日程第 1 議案第213号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第214号 鏡石町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第215号 損害賠償請求に係る反訴の提起について
- 日程第 4 議案第216号 平成30年度鏡石町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第 5 議案第217号 平成30年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 6 請願・陳情について  
各常任委員会委員長報告
- 日程第 7 議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について
- 日程第 8 議案第218号 副町長の選任につき同意を求めることについて

---

### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第8まで議事日程に同じ

追加日程第 9 意見書案第14号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書(案)

---

### 出席議員(11名)

1番	小林政次君	3番	橋本喜一君
4番	古川文雄君	5番	菊地洋君
6番	長田守弘君	7番	畑幸一君
8番	井土川好高君	9番	大河原正雄君
10番	今泉文克君	11番	木原秀男君
12番	渡辺定己君		

### 欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤 栄作 君	副町長	小貫 忠男 君
教育長	高原 孝一郎 君	総務課長	柳 沼 英夫 君
税務町民課長	橋本 喜宏 君	福祉こども課長	関 根 邦夫 君
健康環境課長	菊地 勝弘 君	産業課副課長	小 林 誠 君
上下水道課長	吉田 竹雄 君	都市建設課長	小 貫 正信 君
教育課長	角田 信洋 君	会計管理者 兼 室長	長谷川 静男 君
農業委員会 農務局長	柳 沼 和吉 君	教育委員 兼 会長	力 丸 次雄 君
農業委員会 農務局長	菊地 榮助 君	選挙管理 委員会委員長	大河原 八郎 君

事務局職員出席者

議会議務局長	小貫 秀明	副主査	藤島 礼子
--------	-------	-----	-------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（渡辺定己君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

なお、教育委員長につきましては遅参するの届け出がございました。

---

◎追加議案の報告

○議長（渡辺定己君） 初めに、追加議案1件が提示されておりますので、本日の議事運営について議会運営委員長の報告を求めます。

6番、長田守弘君。

〔議会運営委員長 長田守弘君 登壇〕

○6番（議会運営委員長 長田守弘君） ご報告いたします。

追加議案が1件ございましたので、ご報告をいたします。

第12回鏡石町議会定例会議事日程（第4号の追加1）平成30年6月12日火曜日、午前10時開議。日程番号、件名の順でご報告いたします。

日程番号1から7につきましては、先日ご報告のとおりであります。

日程番号第8、議案第218号 副町長の選任につき同意を求めることについて。

1件追加がございましたので、ご報告をいたします。

○議長（渡辺定己君） 議会運営委員長の報告のとおり、追加議案1件を本日に追加して審議することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、追加議案1件を本日に追加して審議することに決しました。

本日の議事は、議事日程第4号の追加1により運営いたします。

---

◎議案第213号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第1、議案第213号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、橋本喜宏君。

〔税務町民課長 橋本喜宏君 登壇〕

○税務町民課長（橋本喜宏君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第213号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

196ページをお願いします。

このたびの国保税条例改正につきましては、平成29年分の住民税確定申告による所得割と、4月1日の算定基準における国民健康保険被保険者数及び世帯数が確定したことにより、国保税算定に係る案分率の見直しを行い、一部税率の改正を行うものであります。

主な改正につきましては、被保険者数及び世帯数の減少による療養給付費に対応した税額としたこと、保険税負担に係る応益割、応能割の負担割合に配慮したこととあります。

なお、本改正案につきましては、5月15日に町国民健康保険運営協議会に諮問し、同じく同月18日に開かれまして協議会において審議されまして、原案どおり答申をいただいたものであります。

197ページをお願いします。

主な改正の内容につきましては、応能、応益割について見直し、国民健康保険加入者の負担軽減を図ったものであります。

具体的には、医療給付後期高齢者支援金分として所得割で0.9%の減、均等割で2,500円の減、平等割で500円の減としております。

改正条文につきましては、まず医療給付費に係る第3条中、所得割額を「100分の9.10」から「100分の8.30」に、同じく第5条における均等割額「2万6,500円」を「2万4,400円」に改めるものであります。

次に、後期高齢者支援金に係る第6条中、所得割を「100分の2.4」から「100分の2.3」に、第7条の2における均等割額を「7,100円」から「6,700円」に、第7条の3における平等割を「6,300円」から「5,800円」に改めるものであります。

次に、介護納付に係る第8条中、所得割を「100分の2.35」から「100分の2.20」に、同じく第9条の2における均等割を「8,800円」から「8,600円」に、同じく第9条の3における平等割を「7,000円」から「5,800円」に改めるものであります。

また、7条の3第2号、第3号及び第23条の各号における改正につきましては、それぞれ2割、5割、7割軽減適用時の減額に関する改正であります。

198ページをお願いします。

附則につきましては、1において施行期日を公布の日から施行するとし、2において適用区分につきましては、改正後の規定は平成30年度以降の年度分の国民健康保険税において適用し、平成29年度分までにつきましては、従前の例によるものとしたものであります。

以上、議案第213号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第213号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第214号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第2、議案第214号 鏡石町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉こども課長、関根邦夫君。

〔福祉こども課長 関根邦夫君 登壇〕

○福祉こども課長（関根邦夫君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第214号 鏡石町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

199ページをお願いします。

このたび、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の

施行に伴い、放課後児童支援委員の資格要件について条例の一部を改正するものであります。  
199ページをお願いいたします。

鏡石町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

鏡石町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年鏡石町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項で放課後児童支援委員の資格要件について定めており、第10条第3項第4号を次のように改める。

4号、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者ということであります。

第10条第3項に次の1号を加える。

第10号、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めたものとして対象を拡大するものであります。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上、提案理由のご説明を申し上げます。

ご審議をいただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第214号 鏡石町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第215号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第3、議案第215号 損害賠償請求に係る反訴の提起についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、柳沼英夫君。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第215号 損害賠償請求に係る反訴の提起について、提案理由のご説明を申し上げます。

200ページをお願いいたします。

今回の提起につきましては、本年1月19日付で送達されました福島地方裁判所郡山支部平成29年（ワ）第342号損害賠償請求事件に対する反訴を提起したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

まず、事件名につきましては、福島地方裁判所郡山支部平成29年（ワ）第342号損害賠償請求事件でございます。

2番の、反訴の相手方の住所及び氏名につきましては、福島県岩瀬郡鏡石町久来石南470番地1、赤沼不動産株式会社、代表取締役、赤沼武臣氏、本訴の原告でございます。

本訴事件の概要につきましては、原告の所有する土地に隣接しておりますため池、新池でありますけれども、この新池が町が所有権及び管理権があるにもかかわらず、水害等の防災対策を怠ったために用水路等が氾濫して、原告の所有物が損壊したということで、5,000万円のうち、内金500万円の損害賠償を求められている事件でございます。

反訴の内容につきましては、2段目になりますけれども、その原因につきましては、反訴の相手方が同用水路を不法に占拠している状態でありまして、町によります用水路管理が不能となっていた事情があるためであることから、所有の土地の明け渡しを求めて反訴を提起するものでございます。

以上、議案第215号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第215号 損害賠償請求に係る反訴の提起についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（渡辺定己君） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第216号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第4、議案第216号 平成30年度鏡石町一般会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、小貫忠男君。

〔副町長 小貫忠男君 登壇〕

○副町長（小貫忠男君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第216号 平成30年度鏡石町一般会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書201ページをお願いいたします。

このたびの補正予算につきましては、社会資本整備総合交付金及び元気キッズサポーター派遣事業補助金の内示等に伴う補正予算で、第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,704万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億6,004万円とするものであります。

第2条は、債務負担行為の補正、第3条は、地方債の補正であります。

議案書204ページをお願いいたします。

204ページ、第2表債務負担行為補正であります。

1追加といたしまして、鏡石町防犯灯LED化事業の追加であります。期間が平成30年度から平成40年度まで、限度額が5,388万円になります。

第3表地方債補正。

1変更であります。起債の目的が鏡石二区集会所建設事業費、限度額を3,710万円から5,060万円とするものであります。

次に、町道整備事業費、限度額を1億1,890万円から1億4,550万円とするものであります。

次に、208ページからの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

[以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。]

○副町長（小貫忠男君） 以上、提案理由のご説明を申し上げます。

ご審議をいただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第216号 平成30年度鏡石町一般会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（渡辺定己君） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第217号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第5、議案第217号 平成30年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長、小貫正信君。

〔都市建設課長 小貫正信君 登壇〕

○都市建設課長（小貫正信君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第217号 平成30年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

215ページをお願いいたします。

このたびの補正につきましては、国の社会資本整備総合交付金事業の採択内示に伴いまして、事業の財源整理を行うものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に変更はなく、第2条、地方債の変更につきましては、第2表地方債補正によることといたします。

218ページをお願いいたします。

第2表地方債補正、1変更、起債の目的、区画整理事業、補正前の限度額が1,990万円、補正後につきましては3,210万円の変更となります。

続きまして、補正の内容につきましては、222ページからの事項別明細によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○都市建設課長（小貫正信君） 以上、提案理由をご説明申し上げます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第217号 平成30年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎各常任委員会委員長報告（請願・陳情について）及び報告に対する質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第6、請願・陳情についての件を議題といたします。

本件に関し、まず初めに、陳情第14号 日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書採択についての陳情について及び陳情第17号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める陳情書についてを総務文教常任委員長より一括報告を求めます。

11番、木原秀男君。

〔総務文教常任委員長 木原秀男君 登壇〕

○11番（総務文教常任委員長 木原秀男君） 平成30年6月12日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。総務文教常任委員会委員長、木原秀男。

陳情審査報告書。

本委員会は、平成29年12月11日及び平成30年6月6日付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第89条の規定により報告します。

記。

開催月日、平成30年6月11日。開議時刻、午前10時。閉会時刻、午前10時35分。出席者、委員全員。開催場所、議会会議室。

説明者。総務課、柳沼課長、吉田、須賀、面川副課長。教育課、高原教育長、角田課長、積田指導主事、大河原副課長。

付託件名。陳情第14号 日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書採択についての陳情について。陳情第17号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める陳情書。

審査結果。陳情第14号は、不採択すべきものと決した。陳情第17号は、採択すべきものと決した。

審査経過。陳情第14号については、担当課（総務課）の意見・説明を求め審査をした結果、全会一致で不採択すべきものと決した。陳情第17号については、担当課（教育課）の意見・説明を求め審査をした結果、全会一致で採択すべきものと決した。

意見なし。

以上、報告します。

○議長（渡辺定己君） これより委員長の報告に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

初めに、陳情第14号 日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書採択についての陳情についてを討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

陳情第14号 日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書採択についての陳情についての採決を行います。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は不採択とすべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（渡辺定己君） 起立全員であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

次に、陳情第17号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める陳情についての討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

陳情第17号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める陳情についての採決を行います。

お諮りいたします。

本件に対する総務文教常任委員長報告は採択すべきものであります。

本件は委員長の報告どおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（渡辺定己君） 起立全員であります。

したがって、本件は委員長の報告どおり採択とすることに決しました。

次に、陳情第18号 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情についての件を産業厚生常任委員長より報告を求めます。

4番、古川文雄君。

〔産業厚生常任委員長 古川文雄君 登壇〕

○4番（産業厚生常任委員長 古川文雄君） それでは、ご報告申し上げます。

平成30年6月12日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。産業厚生常任委員会委員長、古川文雄。

陳情審査報告書。

本委員会は、平成30年6月6日付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第89条の規定により報告します。

記。

開催月日、平成30年6月11日。開議時刻、午前9時55分。閉会時刻、午前11時29分。出席者、委員全員。開催場所、第1会議室。

説明者。健康環境課、菊地課長、吉田保健師長、河合副課長。

付託件名。陳情第18号 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書。

審査結果。陳情第18号は、継続審査すべきものと決した。

審査経過。陳情第18号については、担当課（健康環境課）の意見、説明を求め、審査をした結果、全会一致で継続審査すべきものと決した。

意見なし。

以上、報告といたします。

○議長（渡辺定己君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

陳情第18号 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

陳情第18号 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書についての採決を行います。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は継続審査とするべきものであります。

本件は委員長の報告どおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本件は委員長の報告のとおり継続審査とすることに決しました。

---

#### ◎議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

○議長（渡辺定己君） 日程第7、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務調査について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

---

#### ◎議案第218号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第8、議案第218号 副町長の選任につき同意を求めることについての件を議題といたします。

ここで、関係者の退場を求めます。

副町長、小貫忠男君。

〔副町長 小貫忠男君 退場〕

○議長（渡辺定己君） 局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（小貫秀明君） 〔第218号議案を朗読〕

○議長（渡辺定己君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） ただいま上程されました議案第218号 副町長の選任につき同意を求めることにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

このたび、現副町長であります小貫忠男氏が6月30日をもって任期満了となりますので、再任いたしたく地方自治法第162条の規定により議会の同意をいただきたく提案するものであります。

小貫氏につきましては、副町長として平成26年7月から4年間、私の目指す町づくりのよき理解者としてご尽力をいただいております。

今後も本町の町づくりの実現のために積極的に取り組んでいただけるものと確信をしているところであり、副町長として最適任者と考えておりますので、議会の皆様の同意をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、再任でありますので、意見及び質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

お諮りいたします。

議案第218号 副町長の選任につき同意を求めることについての件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（渡辺定己君） 起立全員であります。

したがって、副町長の選任につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決しました。

ここで、退席者の入場を求めます。

〔副町長 小貫忠男君 入場〕

○議長（渡辺定己君） 暫時休議いたします。

休議 午前10時40分

開議 午前10時43分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎日程の追加

○議長（渡辺定己君） ただいま意見書案1件が提出されました。

所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。

本案1件を日程に追加し、日程第9として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案1件を日程に追加し、日程第9として議題とすることに決しました。

◎意見書案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第9、意見書案第14号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）を議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。

11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 報告いたします。

平成30年6月12日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。提出者、鏡石町議会議員、木原秀男。賛成者、鏡石町議会議員、長田守弘。賛成者、鏡石町議会議員、古川文雄。

国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出いたします。

意見書案第14号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）。

東日本大震災から7年が経過しました。平成23年度に創設された「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」は、「被災児童生徒就学支援等事業交付金」となり4年目を迎えました。被災した子どもたちには、学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能いたします。

この事業を通して、幼稚園児の就園支援、小中学生に対する学用品等の援助や通学支援（スクールバス運行による通学手段の確保にかかる経費を含む）、高校生に対する奨学金支援、特別支援学校等に在籍する児童生徒への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免などが実施されています。学校現場からも事業の継続を強く望む声が届いております。

まとめます。

1、東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、平成31年度以降も、全額国庫で支援する「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、十分な就学支援に必要な予算確保を行うこと。

平成30年6月12日。

復興大臣、吉野正芳様、文部科学大臣、林芳正様、総務大臣、野田聖子様、財務大臣、麻生太郎様。

鏡石町議会。

以上、報告いたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第14号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉議の宣告

○議長（渡辺定己君） 以上をもって本定例会に付議されました案件は全部終了いたしました。

---

#### ◎町長挨拶

○議長（渡辺定己君） ここで、招集者から閉会に当たり挨拶があります。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

第12回鏡石町定例議会において提案いたしました議案につきまして、慎重にご審議をいただき、いずれも原案どおり議決、承認、同意を賜り、まことにありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

なお、会期中、議員各位から賜りましたご高見等につきましては、十分にこれを尊重し、対応いたしまして、町政執行に努めてまいりたいと考えております。

今後とも、議員の皆様におかれましては、町政進展のため一層のご活躍を切にご祈念申し

上げる次第であります。

これから暑さを迎え、体調を崩しやすい時期となりますが、くれぐれもご自愛いただき、ますますご健勝にてご精励を賜りますようお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

---

◎閉会の宣告

○議長（渡辺定己君） これにて第12回鏡石町議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時50分

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成30年6月12日

議 長 渡 辺 定 己

署 名 議 員 橋 本 喜 一

署 名 議 員 古 川 文 雄

署 名 議 員 菊 地 洋